

印西市個人情報保護条例の
 解釈運用基準（案）

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 条	目的	1
第 2 条	定義	3
第 1 号	個人情報 の定義	3
第 2 号	実施機関 の定義個人識別符号	7
第 3 号	公文書 の定義要配慮個人情報	8
第 4 号	電子計算機処理 の定義特定個人情報	1 4
第 5 号	事業者 の定義情報提供等記録	1 6
第 6 号	個人情報ファイル の定義実施機関	1 7
第 7 号	公文書	
第 8 号	電子計算機処理	
第 9 号	事業者	
第 10 号	個人情報ファイル	
第 11 号	特定個人情報ファイル	
第 3 条	実施機関等の責務	1 8
第 4 条	事業者の責務	2 0
第 5 条	市が出資等をする法人等の責務	2 1
第 6 条	市民の責務	2 3
第 2 章	実施機関が保有する個人情報の保護	2 4
第 7 条	個人情報取扱事務の届出等	2 4
第 8 条	収集の制限	2 8
第 1 項	収集の範囲及び手段の制限	2 8
第 2 項	収集する内容の制限	3 0
第 3 項	収集先の制限	3 3
第 9 条	利用及び提供の制限	3 8
第 1 項	目的外の利用及び提供の制限 明確化等	3 8
第 2 項	提供先に対する措置要求	4 6
第 3 項	オンライン結合による提供の制限	4 7
第 4 項、第 5 項、第 6 項	オンライン結合による提供後の措置	5 0
第 9 条の 2	特定個人情報の利用及び提供の制限	
第 1 項	特定個人情報の目的外の利用の制限	
第 2 項	目的外利用が認められる範囲	
第 3 項	特定個人情報の提供の制限	
第 10 条	正確性及び安全性の確保	5 1
第 11 条	委託等に伴う措置	5 4
第 12 条	受託者等の責務	5 6
第 13 条	開示請求	5 8
第 14 条	開示請求の手続	6 1

第15条	個人情報の開示義務	64
第1号	法令秘情報	66
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	68
第3号	法人等に関する情報	74
第4号	評価、診断等情報	77
第5号	公共の安全等に関する情報	79
第6号	公の機関に係る情報	80
第7号	審議検討等情報	81
第8号	事務事業に関する情報	84
第9号	法定代理人等の請求に係る情報	88
第16条	部分開示	89
第17条	裁量的開示	90
第18条	個人情報の存否に関する情報	91
第19条	開示請求に対する措置	93
第20条	開示決定等の期限	97
第21条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	101
第22条	開示の実施等	104
第23条	手数料等	107
第24条	開示請求及び開示の特例	108
第25条	訂正請求	110
第26条	訂正請求の手続	111
第27条	訂正請求に対する決定等	114
第28条	削除請求	117
第29条	削除請求の手続等	118
第30条	中止請求	120
第31条	中止請求の手続等	121
	第31条の2 情報提供等記録の適用除外	
第32条	苦情の処理	122
第3章	救済措置	124
	第32条の2 審理員による審理手続の適用除外	124
第33条	不服申立てがあつた場合の手続審査会への諮問	124
第34条	諮問をした旨の通知	126
第35条	第三者からの 不服申立て 審査請求を棄却する場合等 における手続	128
第4章	事業者が保有する個人情報の保護	130
第36条	事業者の自主的対応のための指導助言	130
第37条	説明又は資料の提出の要求	131
第38条	是正の勧告	132
第39条	事実の公表	133
第40条	苦情相談の処理	134
第41条	国等との協力	135
第5章	雑則	136
第42条	適用除外	136
第43条	運用状況の公表	138
第44条	委任	139

第 6 章 罰則	• • • • •	1 4 0
第 45 条	• • • • •	1 4 0
第 46 条	• • • • •	1 4 3
第 47 条	• • • • •	1 4 5
第 48 条	• • • • •	1 4 7
附 則	• • • • •	1 4 8

第 1 章 総則

第 1 条 目 的

(目的)

第 1 条 この条例は、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止を請求する権利を保障するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものであるので、各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈及び運用】

1 「個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止を請求する権利を保障する」とは、実施機関に対して本人が、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、訂正を請求する権利、削除を請求する権利並びに利用及び提供の中止を請求する権利を創設し、条例上の権利として保障することを明らかにしたものである。

したがって、実施機関は、この条例で定める要件を満たした開示、訂正、削除及び中止請求に対しては、適切に決定しなければならない条例上の義務を負うものである。なお、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、訂正を請求する権利、削除を請求する権利並びに利用及び提供の中止を請求する権利を創設し、保障したことにより、実施機関の行った決定に対して、請求者等に不服のある場合には、行政不服審査法 ~~（昭和 37 年法律第 160 号）~~（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく救済の道が開かれるものである。

2 「適正な取扱い」とは、個人情報の本人の権利利益を不当に害するおそれがない取扱いをいう。

3 「個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項」とは、実施機関については、個人情報取扱事務の届出、収集の制限、利用及び提供の制限、

正確性及び安全性の確保、委託に伴う措置、個人情報の開示、訂正、削除、利用及び提供の中止請求制度等の個人情報保護条例の根幹をなす具体的個別施策にかかる事項をいう。

また、事業者が行う個人情報の取扱いについては、市長が行う意識啓発、指導及び助言その他個人情報の保護に関する必要な施策に協力し、個人情報の保護の重要性を認識したうえでの自主的対応を促進する具体的個別的施策に関する事項をいう。

4 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って害されるおそれがある権利利益及び保護する必要がある権利利益全般をいい、次のような精神的な権利利益及び人格的な権利利益のほか、社会生活上の権利利益及び経済的な権利利益などすべての権利利益が含まれる。

(1) 自己の秘密が公開されないこと。

(2) 誤った情報や不完全な情報によって自己に関して誤った判断がされないこと。

(3) 自己の個人情報を知ることにより自己の個人情報を自分で管理できるようにすること。

5 「個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資すること」が、本条例の目的であるが、「個人の権利利益の保護」は、「公正で信頼される市政の推進に資すること」と並列するものではなく、この条例の第1の目的である。したがって、実施機関は、常に、個人の権利利益を不当に害することがないようこの条例を解釈し、運用しなければならないものである。

そして、「もって公正で信頼される市政の推進に資する」とは、この条例の規定にのっとり個人情報を適正に取り扱い、その安全性や内容の正確性を確保することが、公正で信頼される市政の推進に結びつくものであるとの趣旨である。

第2条 定義

第1号 [個人情報 の 定義]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報（特定個人情報以外の個人に関する情報にあっては、法人その他の団体の役員としての氏名及び役職名を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

【趣旨】

本号は、この条例の保護の対象になる「個人情報」を定義し、その範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日、年齢、健康状態、傷病歴、障害、性格、性質、家族状況、親族関係、職歴、学歴、成績、免許、資格、所得、財産、納税状況、~~思想~~、信条、~~宗教~~など個人に関するすべての情報をいう。

個人に関するすべての情報を条例の保護の対象としたのは、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれは、情報の種類や内容によって一律に判断できず、個人によって、また、利用目的、処理方法等によっても異なるからである。

なお、個人に関する情報であれば、住所、国籍にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人の情報が保護対象となる。

2 「法人」とは、民法（明治29年法律第89号）上の公益法人、商

法（明治32年法律第48号）上の会社その他の法人格を有する者をいい、「その他の団体」と~~は~~には、法人格は有しないが団体の規約、代表者の定めがあるなど団体としての実体を有するものを~~い~~う含む。その他の団体としては、自治会、商店会、消費者団体、老人クラブ、PTA等いわゆる権利能力なき社団などをいう。

3 「役員」とは、法人その他の団体において、その業務の執行、監査等の職権を有する者をいう。公益法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役、特別の法律に基づき設立されている法人における総裁、副総裁、理事長、社長及び監事のほか、団体における代表者、管理者、世話人などが該当する。

4 「法人その他の団体の役員としての氏名及び役職名を除く」とは、法人その他の団体の役員は、法人その他の団体に代わって行為を行う機関であることから、法人その他の団体の情報の一部と考えられるため、この条例の保護の対象から除く趣旨である。一般的には、法人その他の団体が実施機関に提出した許認可等の申請書、届出書、報告書などの申請者欄に記載されている役員の役職や氏名、会議等で団体の役員として当該団体を代表して発言した内容、当該団体の役員名を列挙した役員名簿は、法人等の団体としての情報と考えられるので、この条例の「個人情報」には含まれない。

ただし、役員の生年月日、履歴及び家族構成等の氏名及び役職名以外の情報は、個人に着目した情報であり、この条例の「個人情報」に含まれ、保護の対象となると考えられる。

また、従業員、出資者等の役員以外の者の情報は、個人情報としてこの条例の保護の対象となる。

5 事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該個人の事業に関する情報とそれ以外の情報とを明確に区別することが困難であること、~~及び~~また、この条例は、個人の社会経済活動を含めた人格的利益の保護を目的としていることから、保護の対象とすることとした。

ただし、当該情報が明らかに事業に関する情報であると認められる場合、例えば、商品の販売業者としての個人事業主の商号、屋号等の

名称、主たる事務所の所在地、個人事業主としての氏名及び個人事業主の事業活動に伴う苦情相談の内容等については、事業に関する情報として取り扱われている実態があることから、一般的には個人情報には含まないものとする。

6 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」については、括弧書きを加え内容を明確化しているが、映像や音声なども特定の個人を識別できる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

~~6-7 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、~~保険証の記号番号等~~など）等が含まれる。~~氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。~~~~

なお、個人識別符号は、本号イにおいて別途規定されているので除いている。

~~7 「他の情報」としては、~~公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。~~~~

8 「文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、実施機関において現に事務又は事業において用いられている記録媒体のすべてを網羅するものである。

なお、「写真、マイクロフィルム及びスライド」を明記していないのは、これらに記録されている情報が文字、記号又は象形であるかによって、文書又は図画に包含されると考えられることによるものである。

り、これらを除外する趣旨ではない。

(1) 「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、カード、電算出力帳票、図面、写真、地図、絵、ポスター等が、これに当たる。なお、市販の地図等は公文書には該当しないが、その上に市の情報を追加した場合は、公文書に含まれる。

(2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録全般をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電磁的記録にアクセスするための電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。光ディスク（コンパクトディスク等）、光磁気ディスク、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、磁気テープ（コンピュータ用データを記録した磁気テープ、ビデオテープ、録音テープ等）などの媒体に記録されているものが該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、作業中のデータの保存のためにハードディスク上に一時的に生成される一時ファイル等は含まれない。

~~8-9~~ 「特定の個人を識別することができる ~~こととなる情報~~」とは、~~本人が誰であるか認識できる個人情報~~を意味する当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。一般的には、ある ~~個人~~情報について、それに関し特別の情報を持たない人が見て、本人を識別できる場合をいう。通常、氏名を含んでいる場合がこれに当たるが、その他役職名等によって本人が識別できる場合もある。また、~~氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことで~~

あるか識別できる場合には、これも特定の個人が「識別され得る」個人情報として保護する必要性がある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別され得る場合が考えられる。

~~9-10 「他の情報と照合することによりができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは、本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合をいう当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるものをいう。例えば一定の条件で検索して番号を抽出した場合、その結果と他の番号別氏名データとを照合することによって、本人を識別できる場合などが該当する。また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるか容易に識別できる場合は、「特定の個人を識別することができる情報」として保護する必要がある場合もある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別することができる場合などである。~~

11 「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

~~10-12~~ 死者の情報については、死者が開示請求等を行うことはできないが、死者の情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけ、あるいは、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれがあること、死者の情報を自己の情報とみなすことができるほど密接な関係がある遺族が、遺族自身の情報として開示請求する場合が考えられること、すべての個人情報の主体がその後死者になったかどうかまで、実務上、必ずしも把握していないことから、この条例の保護の対象から除外されているわけではない。

13 「個人識別符号が含まれるもの」については、情報化の進展により、「個人情報」に該当するか（個人識別性が認められるか）の判断が難しい情報が増えたことなどを背景に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）において「個人情報」の定義が明確化され、条例でも同様に規定したものである。個人識別符号が含まれる情報は、それ単独で特定の個人が識別されるものとして位置づけられる。

第 2 号 [個人識別符号の定義]

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

【趣旨】

本号は、第 1 号イの「個人識別符号」の範囲を定めたものである。本号では、「個人識別符号」を定義する行政機関個人情報保護法第 2 条第 3 項を引用している。

【解釈及び運用】

「個人識別符号」とは、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」及び「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下「施行令」という。）第 3 条で定められた以下のものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等（施行令第 3 条第 1 号）

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号等であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に発行されるカードや書類等に付される符号等（施行令第3条第2号～第8号）

- ア 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- エ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- オ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号
- カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- ク 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- ケ その他ア～クに準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号（施行令第3条第8号）として、行政機関の保有する個人情報に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第4条において、以下の符号等が規定されている。

- ・ 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- ・ 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- ・ 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- ・ 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- ・ 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- ・ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

第3号 [要配慮個人情報の定義]

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【趣旨】

本号は、「要配慮個人情報」を定義し、その範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

「要配慮個人情報」とは、個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を類型化したものであり、本号で定めるもののほか、印西市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第51号。以下「施行規則」という。）第1条の2で次のいずれかを内容とする記述等を要配慮個人情報として定めている。

また、実施機関が要配慮個人情報を取り扱う事務を行うときは、要配慮個人情報がどの事務で利用されているのかを明らかにするため、条例第7条第1項の規定により市長に提出する届出書に、取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれる旨を記載しなければならない。

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものであり、支持政党名、所属政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条、信仰の対象等その人の政治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報が該当する。性格、性質、趣味、嗜好、物事への意見、見解等は、ここでいう信条には該当しない。また、宗教ないし信仰に係る情報として、超自然的、超人

間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為に関する情報も該当する。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。嫡出でない子であることや、いわゆる被差別部落出身であること等が該当する。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。全ての病気が不当な差別や偏見につながるものではないが、その線引きを行うことは困難であることから、風邪等の軽微な病気であったとしても、本号の「病歴」に含む。なお、“〇〇病に罹患しているかもしれない”といった、自身の判断は「病歴」には含まない。また、「転倒による骨折で全治3ヶ月」という内容の医師の診断結果は、本号ではなく、(7)のウに該当する要配慮個人情報項目となる。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報

次のア～オのいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報としている。

ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の施行令第

4条第1号に規定する総務省令で定める次の（ア）～（エ）の心身の機能の障害があること（当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も含まれる。）。

（ア） 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ① 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ② 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ③ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

（イ） 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ① 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ② 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

（ウ） 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ① 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ② 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の

程度に関する情報を含む。) 。

(エ) 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

① 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。) 。

イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（ウにおいて「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（ウにおいて「健康診断等」という。) の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。) 等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。

なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。また、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合も該当しない。

ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診

療もしくは調剤が行われたこと。

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容や、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療若しくは調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局その他の医療を提供する施設において、診療又は調剤の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば、診療記録、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、病院等を受診したという事実、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

なお、他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又

は被告人としていないことから、該当しない。

オ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

要配慮個人情報該当性判断の具体例

要配慮個人情報の項目	該当する	該当しない
(1) 人種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出自の民族の名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍 ・ 肌や頭髪の色
(2) 信条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支持政党、所属政党 ・ 信仰の対象、所属する宗教団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣味嗜好 ・ 宗教に関する書物の購入や貸出し履歴
(3) 社会的身分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被差別部落出身であること ・ 嫡出子、非嫡出子の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業上の肩書等（社長、教授等） ・ 本籍地
(4) 病歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の体調についての自身の判断（(8)・(9)についても同様）
(5) 犯罪の経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる犯歴照会の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団に所属しているか否かについての警察への照会結果
(6) 犯罪により害を被った事実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込め詐欺の被害にあった事実 ・ 犯罪被害者支援制度の対象となること 	
(7) 心身の機能の障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳の所持の有無 	
(8) 健康診断等結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資格を持つ者による、がんにかかやりすいとのDNA情報の判定結果（(9)に該当する場合もあり得る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で計測した血圧の数値 ・ 健康診断を受診した事実
(9) 医師等による指導・診療・調剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院を受診した事実 ・ 怪我についての「全治〇か月」との診療結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市販のかぜ薬を購入した事実
(10) 刑事事件に関する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逮捕歴 ・ 刑事事件に関する訴訟が継続中であるという事実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事事件に関する訴訟が継続中であるという事実
(11) 少年の保護事件に関する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14歳未満の罪を犯した少年として児童相談所への送致を受けた事実 ・ 家庭裁判所調査官の調査結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官から補導を受けた事実（※補導は、法的手続に当たらない注意・助言に過ぎない）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮個人情報を推知させるにすぎない情報

第4号 [特定個人情報の定義]

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

【趣旨】

本号は、番号法第32条の規定に基づき、この条例で厳格な保護措置の対象となる「特定個人情報」の範囲を定めたものである。本号では、「特定個人情報」を定義する番号法第2条第8項を引用している。

【解釈及び運用】

- 1 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 2 「個人番号」は、住民票コードを変換して得られた12桁の番号で市町村長が本人に通知しているものであるが、実施機関が個人番号を利用する場合、必ずしも個人番号そのものを利用する訳ではなく、セキュリティ保護のために当該団体内での共通番号に置き換えたり、あるいは通信回線を使用する際に暗号化して符号に置き換える等の措置が講じられている。

このように個人番号そのものではないが、個人番号と1対1で対応する番号、記号、符号についても広義の個人番号に含め、広義の個人番号を含んでいる個人情報を特定個人情報と定義するものである。

第 5 号 [情報提供等記録の定義]

- (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

【趣旨】

本号は、番号法第 32 条の規定に基づき、この条例で特定個人情報（第 4 号）とともに、保護措置の対象となる「情報提供等記録」の範囲を定めたものである。本号では、「情報提供等記録」を規定する番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項を引用している。

【解釈及び運用】

「情報提供等記録」とは、情報の照会者と情報の提供者との間で情報提供ネットワークシステムを通じて行われた情報照会及び情報提供の記録（情報の照会者及び情報の提供者の名称、提供の求めの日時及び提供した場合の日時、特定個人情報の項目等）である。

第2号第6号 [実施機関の定義]

(6) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

【趣旨】

本号は、この条例に基づき個人情報保護制度を実施する機関を定めたものである。

【解釈及び運用】

「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等により、独立して事務を管理執行する権限を有する機関である。

なお、本市においては、公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により、管理者の権限は市長が行うこととなっているため、「市長」には、執行機関としての市長のほか、水道事業管理者の権限を行う市長も含まれる。

第3号第7号 [公文書の定義]

(7) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本号は、個人情報記録媒体としての「公文書」の定義を定めたものであり、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第2条第2号に規定する定義と同一である。

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、実施機関において何らかの職を占めるもののことであり、地方公務員法第3条に規定するすべての者をいう。したがって、一般職であるか、特別職であるか、また、常勤であるか、非常勤であるかを問わない。具体的には、市長、議員、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定に基づき、実施機関たる教育委員会が監督する者（県費負担教職員）、臨時職員、アルバイト、実施機関の附属機関の委員も含むものである。

なお、実施機関の職員が、県等実施機関とは別の法人格を有する組織の事務に従事している場合は、実施機関の職員には含まない。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理システムへの登録、收受印があること、決裁、供覧等の手続が終了しているか否か、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否か等を問わない。

なお、職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

~~3 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、実施機関において現に事務又は事業において用いられている記録媒体のすべてを網羅するものである。~~

~~なお、「写真、マイクロフィルム及びスライド」を明記していないのは、これらに記録されている情報が文字、記号又は象形であるかによって、文書又は図画に包含されると考えられることによるものであり、これらを除外する趣旨ではない。~~

~~(1) 「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図画、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、カード、電算出力帳票、図画、写真、地図、絵、ポスター等が、これに当たる。なお、市販の地図等は公文書には該当しないが、その上に市の情報を追加した場合は、公文書に含まれる。~~

~~(2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電磁的記録にアクセスするための電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。光ディスク（コンパクトディスク等）、光磁気ディスク、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、磁気テープ（コンピュータ用データを記録した磁気テープ、ビデオテープ、録音テープ等）などの媒体に記録されているものが該当する。~~

~~なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、作業中のデータの保存のためにハードディスク上に一時的に生成される一時ファイル等は含まれない。~~

4-3 組織共用文書

- (1) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして、利用又は保管及び保存されている状態のもの（組織共用文書）をいう。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階のメモ、下書き原稿等を含む文書、図画又は電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画又は電磁的記録であっても、起案文書等に参考資料として添付されたものなど組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

- (2) 作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②利用の状況（本人だけが持っているものかどうか、あるいは、業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理してい

る職員共用の場所で保管又は保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して行う。

なお、会議、講演等を記録した録音テープで、会議録等を作成するための補助的手段として録音したものが開示請求対象公文書に該当するかどうかは、会議等の都度、録音し、整理保存しているものは、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、開示請求対象公文書に該当し、同一のテープを録音、消去を繰り返しているような場合及び前回の会議の録音テープを次回の会議までの間又は紙の会議録が完成するまでの間、一時的に保有している場合は、開示請求対象公文書としては該当しない。

- (3) 組織としての共用文書の実質を備えた状態になる時点については、一般的には、作成又は取得に関与した職員個人段階を離れ、課長等事案の決定権を有する者を含む内部検討に付された時点というが、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用、保管又は保存の実態により判断するものである。例えば、①決裁を要するものについては事案の決定権者の指示により作成するものであるため、起案文書が作成され、回議を開始した時点、②台帳類、帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって、当該組織において利用するために作成されたものは、課長等を含む内部検討に付されていないものでも、作成された時点、③会議に提出した時点（会議での配付文書のほか、提出し、回収した文書も含む。）、④申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、⑥組織として管理している職員共用の場所に保管又は保存した時点、⑦職員が行政内部の審議、検討等のために作成した試案、素案等は事案の決定権を有する者を含む内部検討に付された時点、⑧会議で配布され取得した文書にあっては、配布された時点等が挙げられる。

5-4 「保有している」とは、所持している状態をいう。文書、図画又は電磁的記録を共用の場所に保管又は保存し、又は実施機関以外のものに保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配（当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・

提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。) していれば、「所持」に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

~~6~~-5 「公文書」に該当する例

(1) 作成した公文書 決裁の手續が終了又は途中の文書、課長等を含む内部検討に付された段階の素案等、庁議（政策調整会議、部課長会議、主管会議）に提出した資料、庁内での打ち合わせ・事務説明用に提出した資料、審議会等の資料、事務マニュアル・業務日程表、説明会・対外的打ち合わせ等の資料、その他組織的に利用する文書、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的に作成した情報でフロッピーディスク等に記録されているものうち、組織として利用可能な状態で保存されているもの等

(2) 取得した公文書 供覧の手續が終了又は途中の文書、会議等で受領した文書、委託契約等の成果物等

~~7~~-6 保存年限が経過した公文書であっても、実施機関が事務事業の必要性等から廃棄せずに保存しているものは、開示請求の対象となる。

また、開示請求の対象となった公文書の残りの保存年数が1年未満のときは、その公文書を翌年度に廃棄せず、翌々年度に廃棄するものとする。

~~8~~-7 官報等

官報、書籍等不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものについては、本条例の対象となる公文書から除くこととした。官報、白書、新聞、雑誌、書籍は、その例示として列挙したものである。

「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの」とは、書店等で一般に入手可能なものをいい、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑

誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、条例第2条第3号アに該当せず、開示請求の対象となる。

~~9~~-8 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料

一般の行政事務処理上の必要性からではなく、歴史や文化、学術研究といった観点からその資料的価値に着目して保有されているもので、特別の管理がされているものは、本条例による開示、訂正、中止、削除請求の対象となる公文書から除くことを定めたものである。

(1) 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」とは、市の所管部門において、市の発展経過を示す資料として保管している資料等をいう。

(2) 「特別の管理がされている」とは、次の方法により管理されているものをいう。

ア 他の一般文書と区分し専用の場所で、保存のための特別の措置がなされて適切に保存されていること。

イ 資料の内容及び所在を明らかにする目録が作成され、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ウ 不開示情報が記録されていると認められる場合、資料の全部又は一部を一定の期間開示しないことを条件に個人又は第5号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合であって、当該期間が経過していないとき、資料の原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は資料を保有する機関において原本が現に利用されている場合等を除き一般の利用の制限が行われていないこと。

エ 資料の利用方法及び期間等の部外者の利用に関する規定が定められ、当該規定が一般の閲覧に供されていること。

なお、資料は、他の機関（実施機関）から移管を受けて管理しようとするものである場合には、当該他の機関において保存期間が満了しているものでなければならない。

第4号第8号 [電子計算機処理の定義]

- (8) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
- ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

【趣旨】

本号は、個人情報処理形態のうち電子計算機を用いる処理を定義したものである。

【解釈及び運用】

- 1 「電子計算機」とは、デジタル回路により構成されたプログラム内蔵方式による電子的情報処理機械をいう。具体的には、汎用コンピューター、オフィスコンピューター、パーソナルコンピューター等をいう。
- 2 「入力」とは、外部記憶装置あるいは入力装置から電子計算機の内部記憶装置に情報を転送する（電子計算機に情報が入る）ことをいう。
- 3 「蓄積」とは、情報を電子計算機から外部記憶装置に転送し、入力結果等を蓄えることをいう。
- 4 「編集」とは、後の処理のためにデータを準備することをいい、データの並べ替え、付加、不必要なデータの削除、書式制御、コード変換、ゼロ抑制等の処理を含む。
- 5 「加工」とは、計算や論理判断による演算処理のことをいう。
- 6 「修正」とは、誤った情報を正しい情報に変換することをいう。
- 7 「更新」とは、データ媒体上のファイル形式は変換せずにファイルの内容を変更することをいう。
- 8 「検索」とは、蓄積されているデータから特定の情報を探し出すことをいう。
- 9 「消去」とは、記録媒体に記録された情報を消してなにも記録して

いない状態にすることをいう。

- 10 「出力」とは、電子計算機から外部記憶装置あるいは出力装置に転送することをいう。
- 11 「これらに類する処理」とは、1から10までに掲げる処理類型と同等にとらえるべき処理を指すもので、具体的には分類などがある。
- 12 「専ら文章を作成するための処理」とは、~~ワードプロセッサ（パーソナルコンピュータをワードプロセッサとして用いる場合を含む。）~~ワードプロセッサ機能による文章作成のための処理をいう。
- 13 「専ら文書又は図画の内容を記録するための処理」とは、文書や図形などの内容を電子計算機を利用して光ディスクへのイメージ情報の保存、蓄積等をいう。
- 14 「製版その他専ら印刷物を製作するための処理」とは、文書、図形、画像などの各種情報をページ単位に組版、レイアウトするための処理をいう。
- 15 「専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理」とは、いわゆる電子メールである。

第5号第9号 [事業者の定義]

(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

【趣旨】

本号は、個人情報の保護についての責務を負い、市長の指導及び助言等の対象となる事業者の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法人その他の団体」とは、第1号にいう「法人その他の団体」と同義である。
- 2 「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」は、その保有する個人情報について、自らの権限と責任において個人情報の保護に関する施策を講ずるべきであると考えられるので、事業者から除外したものである。
- 3 「事業」とは、地方税法「昭和25年法律第226号」第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、営利又は非営利を問わず、農業、林業等事業と称することができるものはすべて含まれる。
- 4 「事業営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか農業、林業等を営む個人をいう。
- 5 事業を営む個人の当該事業に関する情報は、第1号の【解釈及び運用】の5により、原則として個人情報としてこの条例における保護の対象になるが、開示の可否の判断に当たっては、私生活に関するものは、第15条第2号が適用されるのに対して、事業に関するものについては、同条第3号が適用されることになる。

第6号第10号 [個人情報ファイルの定義]

(10) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、実施機関が保有しているものをいう。

【趣旨】

本号は、第45条の罰則を適用する上での構成要件としての個人情報ファイルを定義したものである。

【解釈及び運用】

- 1 「一定の事務」とは、実施機関の事務の一部又は全部であって、個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。
- 2 「電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物」とは、多くの個人情報を一定の基準に基づいて集めて体系的に整理し、個人情報が一定の様式で表示され、特定の項目によって当該個人を検索できるように電子計算機処理された情報の集合物をいう。記録媒体としては、磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、光ディスク等である。

第 1 1 号 [特定個人情報ファイルの定義]

(11) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

【趣旨】

本号は、第 2 8 条の削除請求及び第 3 0 条の中止請求の対象となる「特定個人情報ファイル」の範囲を定めたものである。本号では、「特定個人情報ファイル」を定義する番号法第 2 条第 9 項を引用している。

【解釈及び運用】

- 1 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 2 この「個人情報ファイル」は、番号法第 2 条第 4 項に規定する個人情報ファイルをいい、第 1 0 号の「個人情報ファイル」とは異なるものである。

第3条 実施機関等の責務

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知ることができる個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度を実施するに当たって、市の実施機関及び当該実施機関の職員等の責務を定めたものである。

第1項は、実施機関の責務を定めたものであり、実施機関は、個人の権利利益の保護を常に意識して、個人情報の収集、利用、提供及び管理の事務に当たらなければならない事を明らかにしたものである。また、第2項は、実施機関の職員等の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、この条例の第2章に定める個人情報取扱事務の届出、収集の制限、利用の制限、提供の制限、正確性及び安全性の確保並びに委託に伴う措置に従うことや運用状況の公表、職員の意識啓発、事務処理上の改善、事業者への啓発などの条例の目的を達成するために必要なすべての措置をいう。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の「秘密」は、いわゆる実質秘（形式的に取扱いの指定をしただけでは足りず非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの）と解されている。

この条例は、このような実質秘に当たる情報だけでなく、より広範囲な個人情報職員又は職員であった者により漏えいされ、又は不当な目的に使用されることを防止しようとするものである。

このため、地方公務員法上の守秘義務に加え、本条でさらに職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならないこと、及び不当な目的に使用してはならないことを規定したものである。また、臨時又は非常勤の調査員、嘱託員等地方公務員法の適用を受けない職員は、この

規定によって個人情報保護についての義務が課されることになる。

- (1) 「職員」とは、実施機関において何らかの職を占めるすべての者のことであり、地方公務員法第3条に規定するすべての者をいう。したがって、一般職であるか特別職であるか、また、常勤であるか非常勤であるかを問わない。具体的には、市長、議員、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定に基づき、実施機関たる教育委員会が監督する者（県費負担教職員）、臨時職員、アルバイト、実施機関の附属機関の委員も含むものである。

なお、実施機関の職員が、県等実施機関とは別の法人格を有する組織の事務に従事している場合は、実施機関の職員には含まない。

- (2) 「職員であった者」とは、退職、失職又は免職により職員としての身分を失った者をいう。
- (3) 「職務上知り得た」とは、職員が職務上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。
- (4) 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限に属するか否かを問わず、個人情報取扱事務の目的達成のためなどの正当な理由がなく他人に知らせる場合などをいう。
- (5) 「不当」とは、相当でないこと、妥当でないことをいい、「不当な目的に使用」とは、自己の利益を図るために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な権利利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

第 4 条 事業者の責務

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報保護に関する市の施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

本条は、事業者の責務を定めたものである。個人情報の不適正な取扱いによる権利利益の侵害のおそれなどに対する市民の不安感、市が保有する個人情報に限られるものではなく、事業者が保有する個人情報にも存在し、保護対策が求められているため規定した。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の取扱いを適正に行う」とは、個人の権利利益を違法又は不当に侵害し、又は侵害するおそれのない取扱いを行うことをいう。
- 2 「個人情報保護に関する市の施策に協力する」とは、第 3 条の規定により、実施機関が行う事業者への啓発及び条例第 36 条から第 41 条までの規定において市長が行うこととしている指導、助言等の個人情報保護に関する市の施策に協力することをいう。

第5条 市が出資等をする法人等の責務

(市が出資等をする法人等の責務)

第5条 市が出資等をする法人等のうち、実施機関が定めるものは、この条例に基づき当該実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務を有する。

【趣旨】

本条は、市が出資等をする法人等のうち実施機関が定めるものは、実施機関が行う個人情報の取扱いに留意し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「出資等」とは、出資、寄付財産等出捐、補助金の交付等その他の財政支出を市が行っていることをいう。
- 2 「市が出資等をする法人等のうち、実施機関が定める法人等」とは、市が出資等をする法人等のうち、事業内容が市と密接な関係を有し、その事務事業が市の事務事業の補完的又は代行的な機能を有するなど個人情報の取扱いについて、その社会的責任を市に準じて果たすべきものとして、実施機関が定めるものをいう。したがって、これらの法人等は、この条例に基づき実施機関が行う個人情報の取扱いに留意して、個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な措置を講ずる責務があることを定めたものである。

実施機関は、次に掲げる法人等のうち個人情報の取扱いについて、その社会的責任を市に準じて果たす必要があると認めるものを指定する。

- (1) 市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- (2) 市が、運営費の2分の1以上の補助金を支出している法人等
- (3) 市が、補助金等の財政的援助、役職員派遣等の人的援助その他の援助をしている法人等であって、市の事務事業と密接な業務を行うもの等市に準じて個人情報を取り扱うことが必要であると認められるもの

3 法人等を指定した場合の手続

実施機関が法人等を指定し、又は変更した場合は、印西市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第51号。以下「規則」という。）第2条の規定により、告示するものとする。指定した場合の告示の内容は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 法人等の名称
- (2) 法人等の所在地
- (3) 法人等の主な事務事業の内容
- (4) 市が行っている出資等の内容（額等）
- (5) その他必要と認める事項

4 「必要な措置」とは、この条例の個人情報の保護施策に十分留意しつつ、独自の内部管理規程を作成したり、個人情報の保護の重要性を職員に認識させるための教育や研修を行ったり、電子計算機処理に当たっての安全対策を講じたりすることをいう。

5 実施機関は、出資等をする法人等に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、出資等をする法人等の種別に応じた標準的な規程を示すなどして指導に努めるものとする。なお、実施機関が定めた法人等に対する具体的な指導及び助言は、原則として当該法人等との連絡調整を所管する課等が行うものとする。

第6条 市民の責務

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する市民の責務を定めたものである。市民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識して自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努める責務を明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が個人の権利利益の侵害等を生じさせないために極めて有効な手段であり、一般に定着させるために、市民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識することが大切であるということ認識することを求めたものである。
- 2 「自己の個人情報の保護に自ら努める」とは、市民が自己の個人情報の安易な取扱いにより権利利益の侵害を自ら招くことのないよう自己の個人情報の適正な管理に努めることを求めたものである。
- 3 「他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない」とは、市民は、権利利益の侵害の被害者となるばかりでなく、個人情報の不適正な取扱いによって、他人の権利利益を侵害することもあり得るので、市民が互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるべきことを求めたものである。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第7条 個人情報取扱事務の届出等

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務における収集の対象となる者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先及びその方法。この場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、その理由
- (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) その他市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、開始、変更又は廃止があった場合には、市長に届け出る義務があることを定めたものである。また、市長は、届出に係る事項を記載した資料を作成して、一般の閲覧に供することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項

本項は、実施機関が個人情報取扱事務を開始又は変更しようとするときは、個人情報取扱事務の開始又は変更前に当該個人情報の名称、目的等を市長に届出なければならないことを定めたものである。

本項は、届出事項を具体的に定めたものであり、この届出により、市長は、全実施機関の個人情報取扱事務を正確に把握することができるとともに、実施機関自らにおいても、保有する個人情報を把握することにより、その収集の必要性や収集範囲を再確認することができる。

さらに、届出の手続を通じて、慎重かつ責任を持って個人情報を取り扱うことが期待できる。

なお、この条例の施行日（平成12年10月1日）現在、現に行われている個人情報取扱事務については、附則第2項においてこの条例の施行日以後、速やかに届け出なければならないこととされている。

個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止に伴う届出は、原則として事務担当課を単位として~~情報管理課長~~総務課長へ届け出るものとする。

個人情報取扱事務の捉え方については、印西市個人情報保護条例事務取扱要領（以下「要領」という。）を参考にすること。

また、同一の個人情報取扱事務を複数の部署が行っている場合（同一の個人情報取扱事務を地域割りで行っている場合等）は、関係課等で協議して、統一的な届出を行うことができる。

(1) 個人情報取扱事務を開始する場合の届出に係る事務

第1項の規定により、個人情報取扱事務を開始しようとする実施機関が市長に個人情報取扱事務を届け出る場合は、規則第3条第1項の規定により、個人情報取扱事務届出書（規則別記第1号様式）に個人情報取扱事務届出事項を添付して行うものとする。

記入要領については、要領を参考にすること。

(2) 個人情報取扱事務を変更する場合の届出に係る事務

第1項の規定により、個人情報取扱事務を変更しようとする実施機関が市長に個人情報取扱事務を届け出る場合は、規則第3条第1項の規定により、個人情報取扱事務届出書に個人情報取扱事務届出事項を添付して行うものとする。

この場合、実施機関は、変更する事項だけでなくすべての事項を記入した個人情報取扱事務届出事項を届け出るものとする。

(3) 「個人情報を取り扱う事務」とは、事業の実施に伴って、個人情

報を収集し、管理し、利用し、又は提供する事務をいう。

(4) 「その他実施機関が定める事項」とは、規則第3条第2項の規定されている次の事項である。

ア 個人情報の保存期間

イ 経常的な目的外利用・提供先

ウ 委託の状況

エ 電子計算機処理の有無

オ 電子計算機その他の情報機器の結合の有無

カ その他市長が必要と認める事項

2 第2項

本項は、実施機関が届け出た個人情報取扱事務を廃止した場合は、その旨を市長に届け出なければならないことを定めたものである。

本項の規定により、個人情報取扱事務を廃止した実施機関が市長に届け出る場合は、規則第3条第3項の規定により、個人情報取扱事務廃止届出書（規則別記第2号様式）により行うものとする。

3 第3項

本項は、市長が実施機関から個人情報取扱事務の届出を受けた場合は、届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない旨を定めたものである。

実施機関における個人情報の取扱状況を市民に周知するとともに、個人情報の開示請求を行う際の個人情報の所在を知る手掛かりとするため、市長は、個人情報取扱事務の届出に係る資料を作成し、個人情報の本人が閲覧できるようにするものである。

4 第4項

本項は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務及び専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については、市の内部管理に属する事務であるので、届出の対象から除外することを定めたものである。

(1) 「実施機関の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務」とは、実施機関の職員又は職員であった者に係る一切の個人情報

報取扱事務をいい、人事、給与、福利厚生等に関する次のような事務が例として挙げられる。

これらの事務には、例えば、職員に対する手当支給事務において職員の家族の個人情報を取り扱われるように、その目的により職員又は職員であった者以外の者に関する個人情報を取り扱うようなものもある。

本項は、その執行上、職員又は職員であった者に関する個人情報を取り扱うこととなるこれらの事務については、届出を要しないことを規定したものである。

- ア 服務に関する事務
- イ 給与、手当に関する事務
- ウ 表彰等に関する事務
- エ 諸証明に関する事務
- オ 被服の貸与に関する事務
- カ 任用退職等に関する事務
- キ 公務災害補償に関する事務
- ク 人事記録に関する事務
- ケ 安全、衛生に関する事務
- コ 定数に関する事務
- サ 衛生管理に関する事務
- シ 分限、懲戒等に関する事務
- ス 非常勤職員の社会保険に関する事務
- セ 勤務評定に関する事務

- (2) 「専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務」とは、電子計算機のシステムの動作の正常性等を試すため、個人情報取扱事務に係る処理を行うことをいい、個人情報が実際の事務に使用されない場合をいう。

第 8 条 収集の制限

第 1 項 [収集の範囲及び手段の制限]

(収集の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するに際しての、原則を定めたものであり、収集できる個人情報の範囲、収集の方法について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「収集」とは、集める意思をもって、当該実施機関以外のものから取得することをいい、取得の形態及び量を問わない。したがって、口頭で取得したり、文書をコピーしたり、電磁的記録をフロッピーディスクに複写したりすることも収集に当たる。

なお、同一実施機関内で、他課（~~室~~、~~班~~係、班、~~室~~）及び出先機関の保有する個人情報を取得することは、収集ではなく第 9 条の「利用」に該当し、個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用する場合は、第 9 条但し書に該当することが必要である

2 「個人情報取扱事務の目的を明確にし」とは、収集に際し、当該個人情報取扱事務を所管する課及び出先機関等（以下「事務担当課」という。）において当該個人情報取扱事務の目的を明確にしておくことをいう。この場合において、当該目的は、収集しようとする個人情報の使途、必要な理由を導きだすことができる明確なもの、また、担当者が認識できることはもとより、市民が十分理解できるものである必要がある。

なお、個人情報取扱事務の目的は、第 7 条第 3 項の一般の閲覧に供する資料の中で個人情報取扱事務の目的を市民へ明らかにすることとなる。

3 「当該目的を達成するために必要な最小限の範囲」とは、個人情報

取扱事務を執行していく上で、当該事務の目的達成上必要不可欠とされる個人情報の記録項目の最小限の範囲をいい、過剰な収集を禁ずる趣旨である。

- 4 「適正かつ公正な手段」とは、法令等に適合し、かつ、社会通念に照らしても公平で正しい手段をいう。

第2項 [収集する内容の制限]

- 2 実施機関は、**要配慮個人情報**を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは県（以下「国等」という。）の機関の指示があるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき（**本人から要配慮個人情報を収集する場合を含む。**）。
 - (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

【趣旨】

本項は、~~思想、信条及び宗教という内心の自由と深くかかわりのある個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報~~**要配慮個人情報**を収集してはならないとの原則を定めたものである。

~~このような個人情報は、~~**要配慮個人情報**については、不適正に取り扱われるおそれに対する不安感の程度が強いと考えられること、~~及びまた、~~不適正に取り扱われた場合には、個人の権利利益を侵害する危険性が高いものであることから、原則として収集してはならないことを定めたものである。

しかし、実施機関が行う事務は多様なことから、**要配慮個人情報**についても法令等の規定により収集することが義務付けられている場合や事務の執行上収集しなければならない場合に限り取り扱うことができることを明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 ~~「思想、信条」に関する個人情報とは、個人の精神的、内面的な情報をいい、政治、思想、支持政党、政治的活動の経歴、人生観、世界観、倫理感等をいうものであり、性格、性質、趣味、嗜好、物事への意見、見解等は、これには該当しない。~~
- 2 ~~「宗教」に関する個人情報とは、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀~~

~~式等に関する情報をいう。~~

~~3 「社会的差別の原因となる個人情報」とは、社会生活において、一般に知られることにより、特定の個人又はその家族等の関係者が社会的にいわれのない差別を受けるおそれのある情報をいう。~~

~~4-1~~ 第1号

- (1) 「法令」とは、法律、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。
- (2) 「条例」とは、この条例以外の条例（県の条例及び市の条例）をいい、その委任を受けた施行規則も含まれる。他の条例に規定されている場合は、当該他の条例が優先される。
- (3) 「法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき」とは、法令等で個人情報を収集できることを明らかに定めている場合のほか、法令等の趣旨及び目的により明らかに収集することができると解釈される場合も含むものである。
- (4) 「実施機関が法令上従う義務のある国等（国若しくは県の機関）の指示」とは、地方自治法第245条に規定する「関与」として定められた「指示」をいい、地方公共団体の事務処理に関し、法律又はこれに基づく政令の明文規定を根拠として権限者を明記した文書により発したものであることが必要であり、省令、規則、通達等のみを根拠とする指示、口頭によるもの、抽象的な内容のものは含まない。また、地方自治法第245条の9の規定に基づき法定受託事務について県の機関が定める「処理基準」についても、法的拘束力はないため、「指示」には含まれず、収集する場合は、本条第2号又は第3号の規定に該当するかどうかを個別具体的に判断するものとする。
- (5) 法律の規定に基づき ~~思想、心情等に関する個人情報~~要配慮個人情報を収集する例
 - ア 地方公務員法第16条「欠格条項」の規定による「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」を確認する義務がある場合

イ 公職選挙法第86条の4の規定による「候補者の届出」に基づき、候補者の氏名、本籍、所属政党等の届出を受理するとき。

5-2 第2号

(1) 「本人の同意があるとき」とは、~~本条第2項に掲げる個人情報要配慮個人情報~~を実施機関が収集することについて、当該~~個人情報要配慮個人情報~~の本人が文書又は口頭により同意をしていることが確認された場合であって、個人情報取扱事務の目的を本人が承知している状態をいう。

なお、口頭による同意の場合は、同意した日時及び同意内容を記録しておくものとする。

(2) 「(本人から要配慮個人情報を収集する場合を含む。)」とは、本号と次項本文(本人収集の原則)との関係において、個人情報を本人から収集する場合、一般には当該本人の同意のもとに個人情報が収集されていることになると考えられるところ、要配慮個人情報の収集制限の例外となる本号がどのような場合に適用されることになるのか整理したものである。

実施機関が次項本文の規定により要配慮個人情報を文書又は口頭により本人から適正に直接収集する場合は、本人が当該要配慮個人情報を提供したことをもって、当該実施機関が当該要配慮個人情報を収集することについて本人の同意があったものと解されるため、改めて本人から本号に基づく同意を得る必要はないことを明らかにしたものである。

(3) 実施機関が要配慮個人情報を本人の同意を根拠とする本人収集の原則の例外の方法により収集した場合については、当該本人以外のものが本号及び次項第2号に基づいて本人から必要な同意(要配慮個人情報の収集及び本人収集の原則の例外に関する同意)を得ていることが前提となるため、要配慮個人情報を本人以外のものから収集した実施機関が、改めて本人から本号に基づく同意を得る必要はないものと解される。

3 第3号

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的危険などから個人を守ることをいう。

(2) 「緊急かつやむを得ない」とは、危険を避けるため要配慮個人情報に本人から収集する時間的余裕のない場合などである。

(3) 本号に該当するものとしては、例えば次のような場合が考えられる。

ア 緊急患者の搬送に際し、病歴等を家族から聴取する場合

イ 行方不明者の捜索において、家族等から本人の病歴、心身の機能の障害等を家族から聴取する場合

~~6-4~~ 第~~3~~号第4号

本号は、個人情報取扱事務の目的を達成するためにやむを得ない場合は、印西市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、その同意のもとに収集できるようにしたものである。

(1) 「印西市個人情報保護審査会の意見を聴いた上」とは、~~原則収集を禁止されている個人情報であって、本項第1号及び第2号に該当しない個人情報を収集するためには、外部機関である印西市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で行うことができるという趣旨である。原則収集を禁止されている要配慮個人情報を第1号から第3号までに該当しない場合で収集するためには、外部機関である印西市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くことを要件としたものである。実施機関における~~個人情報~~要配慮個人情報の取扱いの適正化を図ったものである。~~

(2) 「個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき」とは、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠な場合でなければ収集することはできないことをいう。

第3項 [収集先の制限]

- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することが事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるほか、審査会の意見を聴いた上で、事務又は事業の適正かつ公正な遂行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるとき。

【趣旨】

本項は、個人情報の収集先について、本人からの収集を原則とするとともに、その例外となる場合を明らかにしたものである。

本人の知らない間にその個人情報が収集される場合には、どのような個人情報が集められているのかといった不安など本人に誤解や疑念を抱かせることもあり、個人情報の収集には本人を関与させることが必要であると判断したため、原則として本人から収集することとした。

【解釈及び運用】

- 1 「本人から収集」には、個人情報が本人から直接提出される場合の

ほか、申請書等を郵送により、あるいは本人の使者を介して提出される場合のように、実質的に本人から提出されたものと解される場合も含まれる。

~~1-2~~ 第1号

本号は、本人以外のものから個人情報を収集することについて、法令等の規定がある場合は、その収集の妥当性が当該法令等の制定の際に判断されているといえるので、本人収集の原則の例外としたものである。

「法令等に定めがあるとき」には、法令等で本人以外から収集できることを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨、目的により、本人以外から収集できると解される場合も含まれる。

~~2-3~~ 第2号

本号は、個人情報を本人以外から収集することについて、本人がその取扱目的を承知して同意している場合は、その承知している範囲で個人情報が取り扱われている限り、本人からの収集と同様に、個人情報取扱い上の問題は起こらないと考えられることから、本人収集の原則の例外とするものである。

~~「本人の同意があるとき」は、第1項第2号と同義である。~~

(1) 「本人の同意があるとき」とは、個人情報を実施機関が本人以外から収集することについて、当該個人情報の本人が文書又は口頭により同意をしていることが確認された場合であって、個人情報取扱事務の目的を本人が承知している状態をいう。

なお、事務の流れその他の客観的事実から本人の同意の意思が明らかである場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。具体的には、次のような場合が挙げられる。

ア 市が行う行事等の申込みにおいて、代表者から他の参加者の氏名等を収集するとき。

~~3-4~~ 第3号

本号は、収集しようとする個人情報が、出版、報道等により公にされている場合は、誰もが知り得る状態にあると考えられることから、

本人収集の原則の例外としたものである。

- (1) 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書籍、雑誌、機関誌等の出版会社等の発行のほか、国、地方公共団体等が公報、広報紙、報告書等を刊行することをいう。
- (2) 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の社会事象を公に知らせる情報伝達媒体によりニュースその他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。
- (3) 「出版、報道等」の「等」とは、出版、報道等のように不特定多数の者が知り得る状態とする行為や制度を指し、不動産登記簿のように法令等により何人も閲覧することができる制度のほか、公開の会議、講演会、演説会等における発表等がこれにあたる。
- (4) 「公にされている」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指すものである。したがって、会員録、同窓会名簿などのように特定の範囲にのみ配付する目的のために作成されたものは、公にされているとはいえないもので本号には該当しない。
- (5) 「出版、報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、ラジオ等により、何人でも取得し、又は知り得る状態にあり、その公知性に疑義がないことをいう。このため、公にされている個人情報、当該出版物等から収集できるとしたものである。

なお、出版、報道等により公にされている個人情報を収集する場合、誤った個人情報でないことを十分確認し、及び調査するなど、正確で最新の個人情報の収集に留意しなければならない。

~~4-5~~ 第4号

本号は、人の生命、財産等を保護するために個人情報を収集することが必要な場合で、収集することに時間的余裕がなく、かつ、他に適当な方法がなく本人から収集していたのでは、人の生命、財産等を保護するという目的が達成できないときは、本人収集の例外としたものである。

- ~~(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」とは、火災又は地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪~~

~~等の人為的危険などから個人を守ることをいう。~~

~~(2) 「緊急かつやむを得ない」とは、危険を避けるため個人情報
を本人から収集する時間的余裕のない場合などである。~~

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむ
を得ないと認められるとき」は、第2項第3号と同義である。

~~5-6~~ 第5号

本号は、本人が所在不明のため本人から収集することが不可能な場
合及び本人が心神喪失、乳幼児等で意思を表明できないため事実上本
人から収集することができない場合のために設けたものである。

~~6-7~~ 第6号

本号は、争訟のように相手と争っている場合の相手の主張は、裁判
所等を通じて収集し、また、指導等の場合は、両親や友人等から収集
する必要が考えられる。このように本人から収集したのでは、事務が
公正、正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない場合又は本人
から収集して事務を執行することも可能であるが、多大な時間と経費
を要し事務の執行が困難になるなど事務の適正な執行に支障が生ずる
場合のために設けた規定である。

~~7-8~~ 第7号

本号は、他の実施機関から提供を受けて個人情報を収集するときは、
情報を提供する実施機関において当該提供の妥当性を判断しており、
また、実施機関相互の事務は密接な関係があることから本人収集の
原則の例外として定めたものである。

「他の実施機関」とは、収集する実施機関以外の実施機関をいい、
例えば、教育委員会が市長部局から収集する場合の市長部局が該当す
る。

~~8-9~~ 第8号

(1) 収集する相手方が公の機関であることを考慮して規定したもので
る。実施機関が事務又は事業を遂行する上では、情報の客観性、正
確性が必要とされ、他の行政機関等から個人情報を収集することが
不可欠な場合や行政機関等相互の連携協力が必要とされる場合があ

ることから、事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるときは、行政機関等から個人情報収集できることを定めたものである。

- (2) 「事務又は事業の遂行上やむを得ない」かどうかについては、一般的な基準を定めることは困難であり、本条の趣旨等に照らして、行政機関等から収集しなければ正確な情報を収集できないか、本人から収集すると事務の目的達成に著しい支障が生じるか、多大な経費と労力を要するため、事務又は事業の遂行を著しく困難にするなどの観点から実施機関が事務ごとに判断することになる。
- (3) 「不当に害する」とは、個人の権利利益の侵害が、収集する個人情報の内容及び収集の目的、方法、収集先等を考慮し、妥当性を欠くことをいう。

~~9-10~~ 第9号

本号は、第1号から第8号までの規定に該当しない場合であって、「事務又は事業の適正かつ公正な遂行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき」は、本人収集の例外としたものである。

ただし、個人情報の保護の観点から審査会の意見を聴いた上で行うことができるようにしたものである。

第9条 利用及び提供の制限

第1項 [目的外の利用及び提供の制限]

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該実施機関又は他の実施機関がその所掌事務又は事業の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人へ提供する場合であって、提供を受ける者が法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについてやむを得ない理由があると認められ、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- (9) 前各号に掲げるほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

【趣旨】

本項は、実施機関が収集した個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外の目的のために実施機関の内部で利用し、又は提供してはならないことを定めるとともに一定の場合には、例外的に目的外で利用又は提供できることを定めたものである。

なお、特定個人情報の利用及び提供の制限については、第9条の2に規定していることから、本条の対象外としている。

【解釈及び運用】

1 第1項

- (1) 「個人情報取扱事務の目的以外の目的」とは、個人情報を収集する際に明確にした当該個人情報取扱事務の目的以外の目的をいう。
- (2) 個人情報取扱事務の遂行上、当然に付随する実施機関内の他課又は、他の実施機関との協議等が必要な場合における個人情報の取扱いについては、当該事務の目的の範囲内で個人情報を利用又は提供しているものと認められる。

例1 開発行為等の許認可事務に際して、関係課、行政委員会に協議、合議等を行う場合

例2 会計課に支払いの手続を依頼するため、個人情報を含む支出伝票を提出する場合

- (3) 「当該実施機関」とは、個人情報を保有している実施機関をいう。
- (4) 「利用」とは、実施機関内部で個人情報を取り扱うことをいう。
具体的には、市長部局の~~ある~~A課が保有している個人情報を市長部局の~~違う~~B課が違う目的の事務のために使用することをいう。
- (5) 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外のものにその個人情報を渡すことをいう。

例えば、市長部局の課が保有している個人情報を、教育委員会、国、県等に渡す場合が考えられる。

- (6) 本項ただし書の規定により個人情報の提供をする場合には、提供する相手方に対し、次に掲げる事項などを記載した書面を求めるものとする。

ア 事務の根拠法令

イ 個人情報の内容

ウ 利用の目的及び方法

エ 提供を受けた個人情報の管理及び廃棄の方法

2 第1号 法令等

- (1) 本号は、利用及び提供の制限の例外として、法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示がある場合には、

法令等の目的達成のため、個人情報取り扱い事務の目的以外の目的に個人情報を利用し又は提供することができることを定めたものである。

(2) 「法令等」は、~~第8条第3項第1号~~第8条第2項第1号と同義である。

(3) 「法令等の定めのあるとき」とは、法令等の規定により、個人情報の目的外の利用、又は当該実施機関以外のものへの目的外の提供が義務付けられている場合をいう。

なお、実施機関以外のものへの提供に関連した法令の定めのうち、「照会することができる」、「報告を求めることができる」など強制力がなく、提供する側に裁量の余地があるものについては、直ちに、「法令等の定めがあるとき」とはせずに、個別に、公益性及び実施機関が提供しなければ事務の目的達成が困難な場合であって、かつ、提供する個人情報の内容、利用目的その他の事情から、個人の権利利益を不当に害するおそれがないかどうかを慎重に判断するものとする。

ア 義務づけられていると考えられる事例

- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条の規定による裁判所からの文書提出命令に従い、文書を提出する場合
- ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第99条の規定による裁判所からの証拠物の提出命令に従い、証拠物を提出する場合
- ・ 地方自治法第100条第1項の規定による記録の提出請求に応じ、当該記録を提出する場合
- ・ 会計検査院の帳簿等の提出要求（会計検査院法第26条）

イ 裁量の余地があると考えられる事例

- ・ 捜査に関する必要事項の照会（刑事訴訟法第197条第2項）
- ・ 弁護士会からの照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2）

- (4) 「実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示」は、第8条第2項第1号と同義である。

「実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき」とは、個人情報以外の利用、又は当該実施機関以外のものへの目的外の提供について、明示の指示がある場合をいう。

3 第2号 本人同意

- (1) 本号は、利用及び提供の制限の例外として、本人が個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し又は提供することについて実施機関が同意を得て行うとき又は本人に提供するときは、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられることから、個人情報取り扱い事務の目的以外の目的に個人情報を利用し又は提供することができることを定めたものである。

なお、第15条各号には、本人からの開示請求に対しても開示できない不開示情報を定めており、本人に対してであってもすべての個人情報を提供できるものではなく、実施機関は、第15条各号に照らして提供の適否及び提供できる情報の範囲を判断しなければならないものである。

- (2) 「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思が文書又は口頭により確認された場合であって、本人の個人情報が目的外の利用又は提供されること及び利用又は提供の目的、当該個人情報の内容、提供先等を本人が承知している状態をいう。

- (3) 「本人の同意」は、目的外の利用又は提供を行う前に、得ておく必要があり、本人が、利用目的、提供先等を限定した上で同意したときは、個人情報の目的外利用又は提供は、その同意の範囲内に限られるものである。同意を得る方法としては、収集時に申請書、調査票、申告書等に目的外に利用又は提供することがある旨明示した上で事前に同意を得ておく方法と目的外の利用又は提供を行うとする都度、同意を得る方法がある。

- (4) 申請書等の記入要領欄などに、あらかじめ、目的外の利用又は提供を行うこと及び利用又は提供の目的、当該個人情報の内容、提供

先等が記載されている場合において、本人が反対の意思を表示しないときは、本号に該当するものとして取り扱うことができる。

- (5) 口頭による同意の場合は、後日確認できるように、同意した日時、同意内容及び担当職員名等を記録しておくものとする。
- (6) 成年被後見人又は意思能力を有しない乳幼児等の個人情報を目的外に利用し、又は提供することについて、法定代理人又は条例第13条第2項に規定する「特別な理由があると実施機関が認めた任意代理人」の同意を得た場合は、本人の同意があったものとみなす。
- (7) 個人情報取扱事務の流れその他の客観的事実から明らかに本人の同意があると認められる場合は、本人の同意があったものと取り扱うことができる。
- (8) 第14条の規定による開示請求に対して本人に開示する場合は、本号の「提供」ではない。
- (9) 本人への提供は、~~本号の規定により目的外の提供であっても可能であり、開示請求を待つまでもなく、第15条各号に掲げる不開示情報以外の個人情報は、本人へ提供して差し支えない。~~本号の規定により目的外の提供であっても可能となるが、目的外の提供に当たるということは、もともと本人へ提供することを前提に取り扱っている情報ではないこと、また、本号の規定は自己情報の開示請求制度（第13条～）とは異なり、実施機関に提供することを義務付けるものではなく、提供を受けた自己情報に不服があっても、提供を受けた者は審査請求をすることはできないことから、市民等から自己情報の提供の申し出があった場合には、原則として、第13条に定める自己情報の開示請求により対応することが望ましい。なお、本号の規定により任意的に開示する場合は、開示請求における不開示情報の規定に十分留意する必要がある。

また、本人が同意すれば、本人以外への情報提供も可能であるので、その場合は、次に掲げる点に留意の上、提供するものとする。

ア **必ずしも**公文書そのものの閲覧又は写しの交付を行う必要はないこと。

イ 本人の意思の確認は十分に行い、記録として残しておくこと。
また、安易に個人情報が本人以外に提供されることがないようにすること。

ウ 第15条各号に掲げる不開示情報でないこと。

4 第3号 出版、報道等

(1) 本号は、利用及び提供の制限の例外として、出版、報道等により公にされている個人情報については、既に不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあるため、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することができるとしたものである。

(2) 「出版、報道等」とは、第8条第3項第3号と同義である。

(3) 本号に該当する例としては、不動産登記簿のように、法令で何人も閲覧することができるものとされているものを利用又は提供する場合がある。

5 第4号 緊急性

(1) 本号は、利用及び提供の制限の例外として、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために個人情報を利用し、又は提供することが必要な場合であって、個人情報を利用する相手方において当該個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ、他に適当な代替手段がないときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のため、個人情報を利用し、又は提供することができることを定めたものである。

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」とは、~~第8条第3項第4号~~第8条第2項第3号と同義である。

(3) 「緊急」とは、火災又は地震等の災害その他これに類する事象による人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用し、又は提供することが必要な場合をいう。

災害その他これに類する事象には、地震などの自然現象による場合のほか、犯罪、紛争、事故などの人為的事象も含む。

(4) 「やむを得ない」とは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のため

めの利用又は提供であっても、利用し、又は提供しなければ、利用又は提供を受ける側において事務の目的が達成できず、他に適当な収集の方法がない場合をいう。「やむを得ない」かどうかは、守るべき個人の生命、健康、生活又は財産の安全という個人の権利利益と、個人情報収集目的以外の目的のために利用し、又は提供することにより侵害される個人の権利利益とを比較衡量して、判断するものとする。

6 第5号 学術研究又は統計

- (1) 本号は、統計や学術研究の公益性が高いこと、一般に統計作成や学術研究の目的のために利用される個人情報は、個人情報を利用する者や提供を受けた者が限られた目的の範囲内で利用するものであり、また、通常個人識別性のないかたちで利用されることから、利用及び提供の制限の例外として定めたものである。
- (2) 本号の「統計」は、第42条第3項の規定を受けない「統計」をいう。
- (3) 本号に基づき利用又は提供を行う場合には、個人の権利利益を害することがないように配慮することが必要であり、特に実施機関以外のものに提供する場合には、不要な部分の個人情報を削除する等の措置をするとともに提供を受ける相手方に対し、公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件にする等、個人の権利利益の侵害とならないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 第6号 実施機関の内部での利用等

- (1) 本号は、実施機関の遂行する事務は公共性の高いものであり、かつ、実施機関は、事務を遂行するために個人情報を取り扱うに際しては、本条例に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるので、実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、事務に必要な限度で利用し、かつ、相当の理由があると認められるときは、利用及び提供の制限の例外としたものである。
- (2) 「所掌事務又は事業の遂行に必要な限度」とは、利用する実施機

関又は提供を受ける実施機関の具体的な事務又は事業の目的に照らして、必要最小限の範囲をいう。

- (3) 「相当の理由」とは、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る観点や、住民福祉の向上を図るための実施機関相互の連携、協力の必要性等客観的にみて合理的な理由をいい、実施機関は、個人情報を使用する目的、範囲及びその内容を個別具体的に検討して判断する必要がある。なお、税法や統計法等の個別の法律で守秘義務が課されている場合は、一般的には「相当の理由がある」とは認められない。

8 第7号 国、他の地方公共団体等への目的外の提供

- (1) 本号は、提供の相手方が公の機関又はこれに準ずる機関であり、それらが遂行する法令等の定める事務又は事業は、公共性が高いものであることを考慮して、提供の制限の例外としたものである。
- (2) 「法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度」とは、提供を受ける者の具体的な事務又は事業の目的に照らして、必要最小限の範囲をいう。
- (3) 「やむをえない理由」とは、実施機関の保有する個人情報を利用しなければ、提供を受ける国等が法令等に定める事務又は事業の目的達成ができず、他に当該個人情報の収集手段がない場合をいう。

また、本人負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る観点や、住民福祉の向上を図るための行政機関等相互の連携、協力の必要性等客観的にみて合理的な理由をいう。

- (4) 「本人の権利利益を不当に害する」とは、個人の権利利益の侵害が、提供する個人情報の内容及び提供を受けた国等の利用目的等を考慮して妥当性を欠くことをいう。

9 第8号 明らかな本人の利益

本号に該当する場合として、叙勲等の選考のため、本人の経歴や業績に関する情報を提供したり、行方不明者の搜索のためあるいは身元不明者の特定のため、本人の身体的特徴等の情報を提供したり、緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の血液型、体質、既往症等の情

報を提供したりする場合は考えられる。

10 第9号

- (1) 本号は、第1号から第8号までの規定に該当しない場合であって、「公益上の必要その他相当の理由があると認められる」と実施機関が判断したときは、利用及び提供の制限の例外としたものである。ただし、個人情報の保護の観点から審査会の意見を聴いた上で行うこととしたものである。
- (2) 「公益上の必要」とは、目的外利用することが社会一般の利益を図るため必要であることをいう。
- (3) 「相当の理由がある」とは、公益上の必要に準じ、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図る上で必要であること、事務又は事業の目的達成ができず、他に当該個人情報の収集手段がないこと、住民福祉の向上を図るための行政機関等相互の連携、協力の必要性があること等客観的にみて合理的な理由があることをいい、かつ、利用する個人情報の内容や当該目的その他の事情を考慮して本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合をいう。
- (4) 本号の規定により、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供する場合は、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性が担保されることとなる。

第2項 [提供先に対する措置要求]

- 2 実施機関は、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

【趣旨】

本項は、実施機関が個人情報を外部提供する場合は、提供を受けるものに対し、必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについての措置を講ずるよう求めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関以外のもの」とは、~~第2条第2号~~第2条第6号に掲げる「実施機関」以外のものをいう。
- 2 本項の「提供」は、個人情報取扱事務の目的の範囲内であるかどうかを問わず、「実施機関以外のものに提供する」とは、実施機関以外のものに提供するすべての場合をいう。
- 3 「必要があると認めるとき」とは、提供先、提供する個人情報の内容、提供形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人情報の保護のために必要があると認められる場合をいう。
- 4 「その他必要な制限」とは、使用目的、使用方法に係る制限のほか、使用期間、個人情報取扱者、電子計算機処理、電子計算機処理の場合におけるアクセス等の制限、再提供の禁止、委託の禁止、個人情報の消去又は返却等の使用後の取扱いの指示、使用状況の報告等実施機関以外のものの使用に係る必要な制限をいう。
- 5 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置のほか、提供個人情報の保護に関しての職員に対する指導、責任体制の整備などをいう。

第3項 [オンライン結合による提供の制限]

- 3 実施機関は、通信回線その他の方法による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関以外のものへ個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
 - (2) 前号に掲げるほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるとき。

【趣旨】

通信回線その他の方法による電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）による処理は、市民サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮している。その反面、個人情報への随時のアクセスが可能になるなど個人情報の利用が簡単にできることなどから、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、本項は、原則として、実施機関が通信回線その他の方法による電子計算機その他の情報機器の結合により、実施機関以外のものへ個人情報を提供してはならないことを定めるとともに例外的に提供することができる場合の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「通信回線その他の方法による電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機及びその他のこれに類する情報機器又はそれらの端末機等を通信回線（光ファイバーケーブル、無線等を含む。）で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法であって、実施機関以外のものが、実施機関が保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいう。

なお、通信回線で結ばれていても、通常相手方からのアクセスができず、特定の時期に相手方にデータを送信するだけの場合は、「オンライン結合」に該当しない。

- 2 「実施機関以外のもの」とは、~~第2条第2号~~第2条第6号に掲げる

「実施機関」以外のものをいう。

- 3 「法令等の定めがあるとき」とは、法令等にオンライン結合により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容が定められているときをいう。

法令等の規定に基づくときの例としては、次のものがある。

- ・ 本人確認情報の提供（住民基本台帳法第30条の7、30条の11）

- 4 「実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき」とは、とは、法令等にオンライン結合により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容について、明示の指示があるときをいう。

- 5 「公益上の必要その他相当の理由」とは、オンライン結合によることが個人情報取扱事務の目的や内容を考慮して必要、かつ、ふさわしいものであることをいう。具体的には、個人情報をオンライン結合により提供することが住民サービスの向上につながる場合やその方法によらなければ個人情報取扱事務の遂行を著しく困難にし、若しくは経費が増大し結果的にオンライン結合による方が住民負担の軽減になるとき、又は高度の迅速性、利便性を確保することが適切であると社会通念上認められることなど、単に必要性の有無のみでなく、個人情報取扱事務の具体的な内容に照らしてふさわしいものであるかどうかを判断の基準とする。

- 6 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、提供の相手方において、個人情報保護のための規程が定められていること、安全性の確保のための措置として機器の操作者の制限、アクセス制限等が講じられていることをいう。

- 7 オンライン結合という方法を用いて、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものに提供しようとする場合、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、実施機関の判断の客観性が保たれることとなる。

また、オンライン結合による個人情報の提供先、提供する個人情報の内容等を変更する場合にも審査会の意見を聴く必要がある。

8 オンライン結合についての具体的な基準については、印西市個人情報オンライン結合の基準（平成12年9月4日市長決裁）による。

第4項から第6項 [オンライン結合による提供後の措置]

- 4 実施機関は、前項第1号又は第2号の規定により個人情報を提供した場合において、当該個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、関係者に対して報告又は説明を求めるとともに必要な調査を行うものとする。
- 5 実施機関は、前項の規定による報告若しくは説明又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用が行われていると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむをえないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその措置内容を審査会に報告するものとする。

【趣旨】

オンライン結合による個人情報提供をした後の措置を規定したものである。不正アクセス等の兆候が発見されたあるいは、不正行為が発生した場合、個人情報に脅威を及ぼすおそれの度合いに応じた必要な措置を実施機関は、講じなければならないものである。

その場合、印西市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととし、緊急の場合には、措置後に報告することとした。

第 9 条の 2 特定個人情報の利用及び提供の制限

第 1 項 [特定個人情報の目的外の利用の制限]

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第 9 条の 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

【趣旨】

本項は、実施機関が収集した特定個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外の目的のために実施機関の内部で利用してはならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「利用」とは、第 9 条第 1 項と同義である。
- 2 特定個人情報について目的内利用とされるのは、次の場合である。
 - (1) 番号法別表第 1 に規定された範囲での利用（番号法第 9 条第 1 項。個人番号利用事務）
 - (2) 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務又はこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲での利用（番号法第 9 条第 2 項。個人番号利用事務）
 - (3) 上記 2 事務を処理するために、法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲での利用（番号法第 9 条第 3 項。個人番号関係事務）
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に本人の同意を受けて提供を受けた場合等、番号法第 19 条第 12 号から第 16 号までに該当する範囲での利用（番号法第 9 条第 5 項）
 - (5) 住民基本台帳事務に必要な範囲での利用（住民基本台帳法）

第2項 [目的外利用が認められる範囲]

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関の内部で利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本項は、第1項の規定に関わらず、例外的に特定個人情報の目的外の利用ができる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 特定個人情報については、番号法上、個人番号を利用できる事務の範囲が限定されていることから（番号法第9条）、目的外での利用は本来発生しないはずである。

ただし、番号法第30条の規定により、国の行政機関においては、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められない限り、利用目的以外の目的に特定個人情報を利用できるものとされていることから、番号法第32条の規定（地方公共団体は、番号法等の規定により行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の適切な取扱いを確保等するために必要な措置を講じなければならない）を踏まえ、市でも同様の取扱いとしたものである。

- 2 情報提供等記録については、番号法第31条の規定により、国の行政機関においても利用目的以外の目的で利用することが禁止されているため、同様に目的外利用を一切認めないことを定めたものである。

第 3 項 [特定個人情報の提供の制限]

3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣旨】

本項は、実施機関が収集した特定個人情報について、番号法第 19 条各号のいずれかに該当しない限り、提供を行ってはならないことを確認的に定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 番号法第 19 条により、何人も同条各号のいずれかに該当しない限り特定個人情報の提供を行うことは禁じられていることから、本来、市条例で本規定を設けることは必ずしも必要でないが、特定個人情報の提供には番号法上の制限があることを明示し、注意喚起を促す趣旨で規定したものである。
- 2 本項では、第 9 条の場合と異なり、個人情報取扱事務の目的以外の提供か否かの区別はしていない。
- 3 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第 19 条各号が定めているもののうち地方公共団体に関わるものは、次のとおりである。
 - (1) 個人番号利用事務実施者からの提供（第 1 号）
 - (2) 個人番号関係事務実施者からの提供（第 2 号）
 - (3) 本人又は代理人からの提供（第 3 号）
 - (4) 地方公共団体情報システム機構による個人番号の提供（第 4 号）
 - (5) 委託、合併に伴う提供（第 5 号）
 - (6) 住民基本台帳上の規定に基づく提供（第 6 号）
 - (7) 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第 7 号、第 8 号）
 - (8) 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第 9 号）
 - (9) 条例の規定に基づく当該地方公共団体の他の機関に対する提供（第 10 号）
 - (10) 個人情報保護委員会からの提供の求め（第 12 号）
 - (11) 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第 14 号）

- (12) 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第15号）
- (13) 個人情報保護委員会規則に基づく提供（第16号）

第10条 正確性及び安全性の確保

(正確性及び安全性の確保)

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。
- 3 実施機関は、安全確保の措置を講ずるため、個人情報管理責任者を置く。
- 4 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有する個人情報の正確性及び安全性を確保し、個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること並びに不要になった個人情報は、確実に廃棄しなければならないことを明らかにしたものである。

個人情報漏えい、滅失、き損されたり、不正確、不完全な個人情報又は更新されないままの個人情報が長期間保有、利用された場合は、誤った行政の決定がなされてしまうおそれがあるためである。

【解釈及び運用】

1 第1項

本項は、実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める義務があることを明らかにしたものである。

「必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つ」とは、実施機関が個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報が事実と合致していること、また、使用に際しても必要な情報が欠けていないことをいう。

2 第2項

本項は、実施機関は、個人情報を漏えい、滅失及びき損することが

ないよう、適正な管理のための必要な措置を講じる義務があることを明らかにしたものである。

「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」とは、個人情報の適切な管理のために取り扱う個人情報の内容や目的に応じて実施機関が講ずる具体的な措置をいい、次のようなものが考えられる。

- (1) 個人情報の保護に関する管理規程の整備
- (2) 職員への個人情報保護に関する研修
- (3) 電子計算機処理に係るパスワード、IDカード等の利用

3 第3項

本項は、個人情報の保護に関する責任体制を明らかにするため、個人情報管理責任者を設置するものである。

- (1) 「個人情報管理責任者」は、規則第4条の規定により各課長をもって充て、課内の職員に個人情報の適正な管理の徹底を図ること等を行うものとする。
- (2) 条例第9条の規定による個人情報取扱事務の届出は、課を単位として行うものであることなどから、個人情報の適正な管理をするために、各課長を個人情報管理責任者としたものである。事務担当課においては、課長の指揮監督により、必要な措置を講ずるものとする。

4 第4項

本項は、実施機関は、歴史的資料、文化的資料又は学術研究用の資料として保存される場合を除き、個人情報取扱事務を執行する上で保存する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去する義務があることを明らかにしたものである。

- (1) 「保有する必要がなくなった」とは、公文書の保存年限が終了した場合をいう。
- (2) 「確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去」とは、個人情報が記録されている媒体の焼却、熔融、シュレッダーによる裁断、磁気テープ等においては磁氣的消去等の方法により、個人情報が漏えい

したり、盗用されることがないような確実な方法で、かつ、保有する必要がなくなったら速やかに行うことをいう。

- (3) 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料・・・・・・この限りでない。」とは、公文書の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料としての価値に着目し、保存する必要があると判断された場合には、保存期間が経過しても、例外として廃棄せず、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料の保存を担当する機関へ移管できることをいう。

第 1 1 条 委託等に伴う措置

(委託等に伴う措置)

第 1 1 条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は公の施設（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき又は公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要と思われる措置を講ずる義務があることを明らかにしたものである。

市の事業の中には、専門性、経済性などから市民サービスの向上のためには実施機関以外のものに委託することが適当である場合や公の施設の管理に関して、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、多様化する市民ニーズに沿ったサービスの充実に取り組む必要があるので、委託する場合の基準を定めたものである。具体的な基準については、委託については、「印西市個人情報取扱事務の委託に関する基準」（平成 1 2 年 9 月 4 日市長決裁）、指定管理者については、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」（平成 1 7 年 1 月 1 9 日政策調整会議承認）による。

【解釈及び運用】

- (1) 「委託」とは、実施機関が行う個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼して行わせることをいい、委託の相手方は、民間業者に限らない。この場合、配送委託のように対象者の名簿を配送業者に渡すなど、主たる作業に付随する資料として個人情報が提供される場合も含まれる。
- (2) 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、委託相手又は指定管理者（以下「受託者等」という。）を選定するに当たり必要な調査を行うこと、委託契約等における契約書、確認書、覚書その他これ

らに類する書類又は公の施設の管理運営に関する協定書（以下「契約書等」という。）に安全管理、秘密の厳守等個人情報保護について必要な事項を明記し、受託者等に個人情報保護についての責務を課すことなどである。

契約書等に明記すべき具体的事項は、おおむね次の事項とする。

- ア 秘密の保持
- イ 事務従事者への周知
- ウ 漏えい、滅失及びき損の防止
- エ 収集の制限
- オ 個人情報の目的外利用及び提供の禁止
- カ 複写等の禁止
- キ 再委託の禁止
- ク 資料等の返還等
- ケ 事故発生時における報告
- コ 契約の解除及び損害賠償

第 1 2 条 受託者等の責務

(受託者等の責務)

第 1 2 条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の業務を行うに当たって取り扱う個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

2 前項の委託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの等の責務を明らかにしたもので、実施機関が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保し、個人の権利利益を保護するため設けたものである。

第 1 項は、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該個人情報取扱事務に係る個人情報については、実施機関と同様、第 1 1 条に規定する安全確保の措置を講ずる責務があることを明らかにしたものであり、また、第 2 項は、委託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者について、条例第 3 条第 2 項に規定する実施機関の職員又は職員であった者と同様の責務があることを明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの」とは、実施機関が行う個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関からの依頼により行う実施機関以外のものをいい、民間業者に限らない。
- 2 「公の施設の管理を行う指定管理者」とは、法人その他の団体であって、議決を経て市が、公の施設の管理を行わせるものとして、指定したものをいう。
- 3 「安全確保の措置」とは、事務従事者への周知、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、秘密の保持、複写等の禁止等の措置をいう。
- 4 「前項の委託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者」とは、実施機関の職員以外の者で、実施機関から委託を受けた個

個人情報取扱事務又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務を行っている者若しくは過去に行っていたが現在は行っていない者をいい、当該委託又は管理の業務を行うについて、直接指揮監督する権限を有する立場の者を含む。

5 実施機関が再委託を認め、再委託先を把握している場合で、再委託先も、当該事務が実施機関の事務であることを認識しているときなど実施機関からの委託と同等であるといえる場合には、再委託された事務に従事している者又は従事していた者についても、「実施機関からの受託事務に従事している者若しくは従事していた者」に該当する。

6 「個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用」とは、受託した個人情報取扱事務の達成のためでなく、他人に知らせる場合など又は自己の利益を図るために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な権利利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

第 13 条 開示請求

(開示請求)

第 13 条 何人も、この条例の定めるところにより実施機関に対し、公文書等に記録されている自己の個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は特別の理由があると実施機関が認めた任意代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人）（以下これらを「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示を請求できる者及び開示を請求できる個人情報の範囲を明らかにしたものである。

個人情報の取扱いに関する個人の関心に適切に対応し、かつ、不正確な情報により個人が不利益を被ることを未然に防止するためには、その本人が自己の個人情報の所在及び内容の開示を求める権利が認められていることが重要である。このため、個人情報については、その本人に限り開示を請求する権利を保障したものである。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は特別の理由があると実施機関が認めた任意代理人（特定個人情報の場合は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人）については、本人以外に請求を行い得る者として認めることとしたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、誰でも実施機関に対して、一定の範囲内で自分の個人情報の開示を請求する権利を明らかにしたものである。

(1) 「何人も」とは、市民であると否とを問わず実施機関において自己の個人情報が保有されているすべての個人をいう。

(2) 「公文書」の定義は、第 2 条第 3 号を参照。

(3) 「自己の個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の個人情報をいい、当該個人情報の本人と識別され、またはされ得るものであれば、自己以外のものの情報の中に含まれるものも開示

請求することができる。

なお、開示請求できるのは、自己を本人とする個人情報に限られ、自己以外の個人情報については、配偶者や家族等の個人情報であっても、開示請求することはできない。（ただし、本条第2項による法定代理人等による請求を除く。）

情報の本人となっている場合とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外のものの氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合を含むものである。

自己と自己以外のものの関係が、その内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものの情報と自己自身の情報がひとつに合わさって、自己についての個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものの情報も含めて、自己の個人情報とする。

死者の個人情報に関するものについては、開示請求者自身の個人情報であると考えられる死者の情報及び社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある死者の情報を自己の個人情報に含むものとする。

ア 請求者自身の個人情報であると考えられる情報とは、次のもの等をいう。

- ・ 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報
- ・ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求等に関する情報
- ・ 近親者固有の慰謝料請求など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

イ 社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報は、次のもの等をいう。

- ・ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報
- ・ 死者の父母、配偶者、子等からの開示請求であってこれに該

当すると認められる情報

2 第2項

本項は、本人請求の例外として、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は~~特別の理由があると認められた本人~~の任意代理人からの個人情報の開示請求ができる旨を明らかにしたものである。

- (1) 「未成年者」とは、年齢が満20歳に達しない者をいう。（民法（明治29年法律第89号）第4条）。また、未成年者であっても開示請求できる者にあつては、何ら開示請求を妨げるものではない。
- (2) 「成年被後見人」とは、民法第8条の規定により、後見開始の審判を受けた者をいう。
- (3) 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいう。未成年者の法定代理人は、第1次的には、親権者、第2次的には、後見人であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人である。
- (4) この条例において、「任意代理人」とは、法定代理人以外の代理人をいう。
- (5) 「特別の理由があると認められた任意代理人」とは、本人が身体障害、病気療養中等で開示請求をすることができない場合であつて、本人の指名若しくは同意を得ている者又は本人の判断能力が欠如していると認められるときにおいて実質的に本人の看護を行っている配偶者及び子並びに2親等以内の血族並びに本人と同居し、又は本人を扶養し、若しくは本人が扶養する者のうち養子その他実施機関が認める者をいう。
- (6) ~~個人番号は、本人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報~~が不正に流通したり、不正な取扱いがなされていないかという危惧に対応するためには、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であり、こうした権利を容易に実現できるようにするため、~~特定個人情報の場合には、本人以外の者が本人に代わつて開示請求することに特別の理由があると認められるか否かの区別はしていない。しかし、この場合であっても、特定個人情報の漏洩やなりすまし等の被害を防止するため、特定個人情報に係る本人~~

と委任者の同一性、代理人の代理権の正当性、代理人本人であること
の確認等は所定の書面により厳格に行う必要がある。

- (7) 「本人に代わって」とは、法定代理人等は、自らの意思に基づいて開示請求をすることができることをいう。

法定代理人等は、本人が開示請求をしていない場合だけでなく、本人が既
に開示請求をしている場合であっても開示請求をすることができるものである。

第 14 条 開示請求の手続

(開示請求の手続)

第 14 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 法定代理人等が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求をしようとする個人情報をも特定するために必要な事項
- (4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる事項を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示についての手続を明らかにしたものである。実施機関は、本条の規定による個人情報の開示請求を受けた場合は、原則として開示をしなければならないものである。

自己の個人情報の開示を請求する場合には、開示請求書を提出すべきこと、及び請求の際に行う本人等の確認の手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、開示請求に際しては、個人情報開示請求書（規則別記第 3 号様式）に必要事項を記入して提出する必要があることを明らかにしたものである。

- (1) 郵送、ファクシミリ、電子メールによる開示請求書の提出は、本人又は法定代理人等からの請求であることの確認手段が確立していないため認めない。記入要領については、要領を参考のこと。

本項各号に掲げる事項は、個人情報開示請求書に記載すべき事項

であり、開示請求をする上で必要な事項である。

- (2) 「実施機関に提出してしなければならない」とは、開示請求は、条例により保障された権利の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期するため、請求は、原則書面を提出してしなければならないこととしたものである。したがって、電話又は口頭による開示請求は、認められないこととなる（開示の特例については、第24条を参照）。

- (3) 第3号

「個人情報特定のために必要な事項」とは、事務の名称、内容、個人情報が記録されている公文書の件名等で個人情報を特定するために必要な事項をいう。

- (4) 第4号

「その他実施機関が定める事項」とは、個人情報開示請求書の記入事項をいう。

2 第2項

本項は、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明する書類を提出し又は提示する必要があることを明らかにしたものである。

個人情報の開示は、個人情報の本人又は代理人に対して行われるものであり、他人に開示するようなことがあってはならないものであることから、本人又は代理人の確認は、厳格に行う必要がある。

また、請求時においても本人又は代理人の確認をすることとしたのは、開示請求に対する決定通知書等により、他人に個人情報の存否が確認されることによる本人の権利利益の侵害を防ぐことも含め、本人又は代理人の確認を各段階において行うことにより、他人へ開示することがないようにしたものである。

- (1) 「実施機関が定めるもの」とは、本人であることを証明する書類としては、規則第5条第2項の規定により、次に掲げる書類とする。

ア 運転免許証

イ 旅券（パスポート）

ウ 健康保険の被保険者証

エ その他市長が認める書類

「その他市長が認める書類」とは、要領により、住民票、身体障害者手帳等が定められている。

(2) 代理人を確認する書類としては、規則第5条第3項の規定により、次に掲げる書類とする。

ア 戸籍謄本

イ その他市長が認める書類

その他市長が認める書類とは、要領により、法定代理人であることを明らかにする書類（法務局が発行する登記事項証明書、戸籍謄本等）又は個人情報の本人からの印鑑証明のついた委任状と定められている。

3 第3項

本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

(1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記入事項に漏れがある場合や、「開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があり開示請求に係る個人情報を特定できない場合等をいう。

開示請求者が、「開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項」を的確に記入することは困難な場合が多いと考えられるため、事務担当課は、検索のための資料を案内したり、開示請求者と連絡を取り合うなどして、個人情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

(2) 「相当の期間」とは、開示請求者が補正をするのに足りる合理的な期間とする。期間の設定に当たっては、開示請求者と十分協議すること。

(2) 「補正の参考となる事項」とは、印西市情報公開条例第22条に規定する目録等及び条例第7条第3項に規定する資料等その他開示請求者が個人情報を特定するために必要な事項をいう。

第 15 条 個人情報の開示義務

(個人情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求があった場合は、原則として個人情報を開示しなければならない義務があることを明らしたものである。

また、実施機関が保有する個人情報の中には、開示することにより、市政の公正な執行を妨げるおそれのあるものなどもあり、開示しないことがやむを得ないと考えられる場合があるため、例外として開示しない情報についても定めたものである。

【解釈及び運用】

1 開示請求に係る個人情報に本条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、開示しないものであるが、開示の請求権を保障するという原則の中で例外的措置を認めるものであるから、開示しないことの正当性については、適用除外事項ということで画一的な判断を下すことなく、あくまでも個別的に慎重な判断を行うものとする。

2 民事訴訟法 ~~（平成 8 年法律第 109 号）~~、刑事訴訟法 ~~（昭和 23 年法律第 131 号）~~、弁護士法 ~~（昭和 24 年法律第 205 号）~~ 等の規定に基づき、実施機関に対して個人情報が記録された文書の提出や閲覧等を要求される場合があるが、本条と当該法令とは、その趣旨及び目的を異にしており、本条の不開示に該当するかどうかのみで、当該要求の諾否を決定することはできない。

したがって、法令に基づく文書の提出や閲覧等の諾否については、当該法令の趣旨及び目的、要求の内容、対象個人情報の内容並びに個人の権利利益の不当な侵害の有無等を総合的に判断するとともに、~~第 12 条第 9 条~~の規定（提供の制限）を十分考慮し、個別具体的に判断する必要がある。

3 本条各号において示している開示することができない個人情報については、常に全部不開示となるわけではなく、部分開示となる場合、あるいは請求の時期によっては開示できる場合があり得ることに留意することが必要である。

第 1 号 法令秘情報

- | |
|--|
| (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により開示することができない情報 |
|--|

【趣旨】

本号は、法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により開示することができない情報に該当する場合には、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法令等」とは、~~第 8 条第 1 項第 1 号~~第 8 条第 2 項第 1 号の「法令等」と同義である。
- 2 「法令等の定めるところにより、・・・・開示することができない情報」とは、法令等の規定で開示することができない旨を明らかに定めている情報及び法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報をいい、例えば次のような情報が考えられる。
 - (1) 明文の規定により、本人への開示が禁止されている情報
 - (2) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - (3) 個別法令等により守秘義務が課されている情報
 - (4) 他の目的に使用することが禁止されている情報
 - (5) その他法令等の趣旨、目的から明らかに本人へ開示することができないと認められる情報
- 3 個人情報の開示の可否について明文の規定がなく、法令等の趣旨、目的により判断する場合、当該法令等の趣旨が、第三者に対して、個人情報を保護する意味での開示禁止規定である場合には、本人に、開示できないものではないので、本号には該当しないものである。
- 4 「実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示」は、第 8 条第 2 項第 1 号の「実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示」と同義である。
- 5 「実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができない情報」とは、不開示とする情報及びそれを記録した公文書で具体的に特定でき、疑義の生じる余地のないものである

ことが必要であり、口頭や「開示については慎重に取り扱うこととされたい」等の抽象的なものは含まない。

6 本号に該当すると考えられる情報の例

印西市印鑑条例（昭和51年条例第20号）第19条に規定する印鑑登録原票

7 本号に該当する情報は、第17条（裁量的開示）の適用除外とされている。

第 2 号 開示請求者以外の個人に関する情報

- (2) 開示請求者（第 13 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第 21 条第 1 項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 当該個人が公務員等以外の者である場合において、当該情報が実施機関の経費のうち、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報又は交際費の支出に係る情報であつて、開示しても当該公務員等以外の者の権利利益を害するおそれがないと認められるものであるときは、当該情報のうち、当該公務員等以外の者の所属団体名、所属名、役職名及び氏名

【趣旨】

本号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することによって第三者の権利利益を害するおそれがあるときは、たとえ自己の個人情報であっても、不開示とすることを定めたものである。ただし、開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から不開示とする必要のないものや不開示によ

り保護される開示請求者以外の個人の利益と開示により保護される開示請求者の利益とを比較衡量し、後者が優越すると認められるものについては、本号ただし書により不開示情報から除くこととした。

【解釈及び運用】

1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報をいい、死者に関する情報も含まれるものである。

2 「個人識別符号が含まれるもの」は、単独で個人情報として位置づけられることになったため（第2条第1号）、本号においても、個人識別符号が含まれるものについては、他の情報と照合することなく不開示情報としている。

~~2-3~~ 「（第13条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第21条第1項において同じ。）以外」とは、開示請求者が法定代理人等の場合には、当該法定代理人等ではなく、個人情報の本人を除くことをいう。

したがって、法定代理人等の個人情報がある本人の個人情報の中に含まれているときには、当該法定代理人等の個人情報は、本号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することとなる。

~~3-4~~ 「事業を営む個人の当該事業に関するものを除く」とは、個人情報のうち個人の私的な生活に関する情報は本号で判断するが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法人その他の団体の情報と同様の基準で判断することが適当であるため、本号で開示・不開示の判断をせず、第3号の「法人等情報」に含めて判断することをいう。第3号に含めたのは、開示範囲については、情報公開条例との整合性を図る観点から、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とするのではなく、情報公開条例第7条第3号（事業を営む個人の当該事業に関する情報）に相当する不開示理由を適用して判断することとしたものである。

~~4-5~~ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報もの」とは、氏

名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人が明らかに識別され、又は識別されうる可能性がある情報をいう。つまり、開示請求者以外の個人に関する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを認識させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人に関するものであることが分かってしまう情報の全体である。

~~6~~-6 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報」とは、当該情報と他の情報とを照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。なお、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属するものに関する情報を開示すると、その情報自体では、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできない場合であっても、情報の内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。

~~6~~-7 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、始末書などの個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の研究論文、著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、開示にすることにより、財産権その他の開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

~~7~~-8 本号ただし書は、開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から不開示とする必要のないものや不開示により保護される開示請求者以外の個人の利益と開示により保護される開示請求者の利益とを比較衡量し、後者が優越すると認められるものについては、開示することとしたものである。

(1) ただし書ア

ア 「法令等の規定により、又は慣行として」は「知ることが予定されている情報」にもかかる。

イ 「法令等の規定」により開示請求者が知ることができる情報は、例えば、不動産登記簿の不動産所有者の情報等である。

ウ 「慣行として」とは、慣習として知ることができることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができること又は知ることが予定されていることをいう。「慣行として」開示請求者が知ることができる情報は、叙勲者名簿、本人の親族に関する情報等である。

エ 「知ることが予定されている情報」とは、知ることが予定（具体的に予定されている場合に限らず、求めがあれば提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

オ 「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」としては、実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した情報であって、個人が開示されることを了承し、又は開示されることを前提として提供した情報、個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る状態の情報、開示することが慣行となっており、開示しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報等が考えられる。

カ 関係者等の特定の者のみが知ることができると規定されている場合、開示請求者が関係者である場合には、「法令等」の規定により「・・・開示請求者が知ることができる」情報になるものである。

(2) ただし書イ

比較衡量の結果、不開示とすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも開示することにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」が優越する場合は、開示を義務づけることとしたものである。個人に関する情報の中には、個人的性格の強いものから社会的性格の強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と、生活、財産の保護とでは、開示により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、比較衡量に当たっては、不開示とすることにより保護される権利利益と開示することにより保護される権利利益との双方について、それぞれの具体的性格を慎重に検討し、個人の人格的な権利利益の保護に欠けるこ

とがないよう、十分な配慮が必要である。

(3) ただし書ウ

公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職に関する情報は、行政事務に関する情報としては、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、また、公務員等の氏名については、行政事務に関する情報であると同時に個人に関する情報であるが、行政の説明責任の観点から、開示請求者以外の個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものである。なお、この規定は、公務員等の氏名について、開示請求者以外の個人に関する情報としては不開示としないということであって、職務遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、不開示とすることとなる。

(4) 「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のみならず、特別職も含むので、同法第2条第3項に規定する国务大臣、国会議員等も本号の公務員等に含まれる。また、「地方公務員法第2条に規定する地方公務員」も、一般職と特別職双方を含むので、市議会議員等の地方議会議員、審議会等の委員等の職で臨時又は非常勤のものも含まれる。

なお、「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）」とは、特定独立行政法人の役員及び職員が、国家公務員の身分でありながら、「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」から除かれるのは、「独立行政法人等の役員及び職員」に含まれるからである。

(5) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業を実施したことにより記録される情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報がこれに含まれる。

ただし、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する

情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(6) ただし書エ

ア 「当該情報が実施機関の経費のうち」は、「食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報」、「交際費の支出に係る情報」の双方にかかる。

イ 食糧費の支出を伴う懇談会、説明会、会議、打ち合わせ、研修会、講演会、講習会等に係る情報は、食糧費に対する誤解や憶測を招かぬよう開示することとしたものである。支出の相手方の情報については、懇談会等への出席を通じて実施機関の事務事業に関わりを持つものであるので、開示することとしたものである。なお、この規定は、食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の所属団体名、所属名、役職名及び氏名を開示請求者以外の個人に関する情報としては不開示とされないが、他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

ウ 市政の透明度を高め、市政に関する情報を市と市民が共有することがきわめて重要であることから、病気見舞いその他相手方に特段の配慮が必要と認められるものを除き、交際費の支出の相手方の所属団体名、所属名、役職名及び氏名を開示することとしたものである。なお、この規定は、交際費の支出の相手方の所属団体名、所属名、役職名及び氏名を開示請求者以外の個人に関する情報としては、不開示とされないが、他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。

第3号 法人等に関する情報

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他正当な利益は、保護される必要があることから、開示することにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点から開示することが必要であると認められる情報を除き不開示とすることとしたものである。

【説明】

- 1 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業を営む個人をいう。
- 2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（たとえば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、本号には該当せず、第2号で判断するものである。
- 3 ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該危害の未然防止、排除、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要なときは、本号ア、

イに該当する情報であっても、開示することを定めたものである。この場合、当該事業活動が違法又は不当であるかどうかを問わない。

「開示にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、不開示とすることにより保護される利益と、開示することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

4 ただし書ア

- (1) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産技術上又は販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、開示することにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び開示することにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものも含むものである。
- (2) 法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類のものがあるので、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

5 ただし書イ

- (1) 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、開示しないことを条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、開示しないとの条件が付されていることを理由にすべて不開示とするのではなく、当該条件を付すことが合理的と認められる場合に限り不開示とすることを明らかにしたものである。
- (2) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報をいう。なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強

制的に入手し得る情報を当該権限を行使しないで行政指導等により入手したものは、「任意に提供を受けたもの」であっても、任意に提供された情報には該当しないものである。

(3) 「通例として開示しないこととされているもの」に該当するためには、当該情報が現に開示されていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に開示しないことが相当と認められることが必要である。

(4) 「当時の状況等に照らして合理的である」かどうかの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じてその後の事情の変化も考慮して判断する。

第4号 評価、診断等情報

(4) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

【趣旨】

本号は、個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報を開示することによって、これらの事務の過程や基準を知らせることになり、評価者等が正確な評価等ができなくなること、当該評価、診断等自体が成り立たなくなることなどの結果をもたらす場合があることから、そうした著しい支障が生じるおそれがある場合には、不開示とすることを定めたものである。したがって、これらの情報に該当することをもって、直ちに不開示となるものではなく、個々のケースごとに、開示することによる利益と不開示とする利益を比較衡量して、当該評価、診断に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときに不開示とするものである。

【解釈及び運用】

- 1 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など個人の能力、性格、適性等についてその内容を見定めることをいう。土地、家屋等本人の所有物に対する価値等を見定めることを含むものである。
- 2 「診断」とは、疾病、健康状態等について、専門的見地から行った診療等をいう。
- 3 「判断」とは、個人の資力、資格等について、専門的見地又は一定の基準に基づいて行った審査等の判定をいう。
- 4 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業、地位等に就く適任者の選定を行うこという。
- 5 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために、専門的見地から教育や指示を行うことをいう。
- 6 「相談」とは、個人の生活、健康等に関しての照会を受け、それに対して対処方法等を回答することをいう。
- 7 「相談等」の「等」とは、推薦などを指すがこれに当たる。

8 「開示しないことが正当であると認められるもの」とは、開示することにより、評価、診断等の事務の適正な遂行を著しく困難にする可能性が客観的に認められることをいう。

本号が適用される可能性のある場合としては、次のような場合が考えられる。

- (1) 開示することにより、今後反復、継続して本人に対して行われる評価、診断、判断、選考、指導、相談等の事務を適正に行うことを著しく困難にすると認められる場合
- (2) 開示することにより、本人に対する指導、診断、判定、評価等には支障がないが、今後反復、継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断、判断、選考、指導、相談等が適正に遂行できなくなると認められる場合
- (3) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断、判断、選考、指導、相談等が抽象化、形骸化するなど事務を実施する意味を失わせるおそれがあると認められる場合
- (4) その他開示することにより、評価、診断、判断、選考、指導、相談等に著しい支障があると認められる場合

第5号 公共の安全等に関する情報

- (5) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本号は、開示することにより、人の生命、健康、生活、財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報については、不開示とすることを定めたものである。

これらの情報を開示すれば、犯罪の予防、犯罪の捜査等を有効かつ能率的に行うことができなくなり、また、場合によっては情報提供者の生命、身体、財産及び社会的地位を保護することが困難となるので、これを防止するための規定である。

【解釈及び運用】

- 1 「人の生命、健康、生活、財産の保護」とは、犯罪等の危険から人の生命、健康、生活、財産を保護することをいう。また、開示することにより個人の名誉が侵害されたり、脅迫を受けるなど精神的苦痛をもたらす危険がある場合も本号の対象となる。
- 2 「犯罪の捜査」とは、犯罪の捜査に直接かかわる活動のほか、捜査に関する照会とその回答を含むものである。
- 3 「公共の安全と秩序の維持」とは、平穏な市民生活、社会生活に必要な法規範その他の公共の安全と秩序を維持するために必要な活動を維持することをいう。
- 4 「支障を及ぼすおそれ」とは、犯罪の予防等の活動が阻害され、若しくは効率的に行われなくなり、又はその可能性があることをいう。

【本号に該当する場合があると考えられる個人情報 の例】

- ・ 捜査関係事項に係る照会及び回答

第6号 公の機関に係る情報

- (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における協議、協力等により作成し、又は取得した情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

【趣旨】

本号は、公の機関との協力関係又は信頼関係を継続的に維持するため、公の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる個人情報については、不開示とすることを定めたものである。

公の機関と協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報の中には、開示決定をするに当たり、公の機関の意思を考慮すべき性格の個人情報が含まれている。このような情報を一方的に開示すると公の機関との協力関係又は信頼関係が損なわれることがあり、このことによって実施機関の事務事業の執行に支障を生じることにもなりかねず、これを防止するために定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「協議、協力等」とは、法令等に基づいて、又は任意に行われる指示、依頼、照会、検討等をいう。
- 2 「協力関係又は信頼関係」とは、公の機関との間における当面の又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。

【本号に該当する場合があると考えられる個人情報の例】

- ・ 公の機関の事務に関して協議された情報で、当該公の機関においても開示していないもの
- ・ 公の機関からの依頼、委託等による調査等で、公の機関の承認がなくては、開示してはならない旨の指示があるもの又は公の機関で開示するまで開示してはならない旨の条件があるもの
- ・ 全国を通じて統一的に開示することを要するもの

- (7) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

【説明】

- 1 「市」とは、「国」及び「他の地方公共団体」に対応するものであり、市に属するすべての機関の意味である。
- 2 「市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、次のものをいう。
 - (1) 市の内部（実施機関の内部及び実施機関相互間）
 - (2) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
 - (3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
 - (4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打ち合わせ、意見交換、相談等に関連して、市の実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれる

場合がある。また、未成熟な情報が開示され、確定した情報との誤解や憶測に基づいて、市民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。本号は、このような情報について、検討中の段階の情報を開示することの利益を考慮してもなお、実施機関等の意思決定に対する支障が看過できない程度のものである場合には、これを不開示とすることとしたものである。

- 5 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定のために作成し、又は取得した資料やその経過の記録など意思決定の過程において発生し利用される情報をいう。また、行政内部における審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報を含むものである。
- 6 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障を比較衡量し、開示することの利益を考慮してもなお、市等の意思決定に対する支障が看過できない程度のものである場合をいう。したがって、支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならない。
- 7 「おそれ」の程度は単なる抽象的な可能性では足りず、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれること、不当に市民の間に混乱を生じさせること、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすことについて、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- 8 合議制機関に関する情報の開示・不開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決定されるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らして、合議制機関における率直な意見交換等を不当に損なうおそれがあるかどうか個別具体的に判断されることになるものである。
- 9 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の問題ではなく、印西市情報公開条例第7条第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより、開示・不開示が判断されることになる。

- (8) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、又は他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報を定めたものである。アからオまでの規定は、市の機関等に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を例示したものであり、これらのほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものは、本号により不開示とするものである。

【解釈及び運用】

- 1 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的性質、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手段等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。
- 2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権を与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、又、事務又は事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の

必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

- 3 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

4 たゞし書ア

- (1) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように事前に明らかにすると適性かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反にいたらないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とすることとしたものである。また、監査等の終了後であっても、例えば、監査等の方針、内容や、違反事例等の詳細を明らかにすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、該当すると考えられる。
- (2) 「監査」とは、主として観察的見地から事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいい、「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物質の規格、等級の証明のため帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。また、「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいい、「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

【本号に該当する場合があると考えられる個人情報 の例】

- ・ 取締り、監督又は立入検査の方法、時期、対象等に関する事項

5 たゞし書イ

- (1) 「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の相手方との協議、折衝等をいう。
- (2) 「財産上の利益」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等の財産

上の利益又は負担をいう。

(3) 「当事者としての地位」とは、用地買収、損害賠償、損失補償、争訟等の当事者としての資格及び地位をいう。

(4) 「不当に害するおそれ」とは、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであり、具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合等に限定されることになる。

6 たゞし書ウ

(1) 調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、事務が完了した時期などに公表することがあらかじめ予定されているような場合、一定期日以前に開示することにより成果を適正に広く市民等に提供する目的を損ね、特定のものに不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがありこのような情報を不開示とするものである。

なお、審議、検討、企画立案の過程で行われる調査研究は、第7号の適用について判断することになる。

(2) 「調査研究」とは、試験研究機関等で行われる調査、研究、試験等をいう。

(3) 「不当に阻害するおそれ」は、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。

7 たゞし書エ

(1) 市等の機関が行う人事管理に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を明らかにすることにより公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (2) 「人事管理」とは、市や公の機関の職員の任免、懲戒、給与研修その他職員の身分能力等の管理に関することをいう。

8 たゞし書オ

- (1) 「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業独立行政法人等又は地方独立行政法人」とは、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第2条第2号の国有林野事業及び地方公営企業法第2条の適用を受ける企業並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (2) 「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らし、企業を経営するに当たって有すると考えられる正当な利益が害されるおそれがある場合をいう。

具体的な判断にあたっては、企業経営という事務の性質上、本条第3号の法人等に関する情報と同様の考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。しかし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断することになるが、市、県又は国等が経営していることから、その範囲は第3号で規定している法人等よりも狭くなることが考えられる。

第9号 法定代理人等の請求に係る情報

(9) 法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

【趣旨】

本号は、本人の権利利益を保護するため、法定代理人等による開示請求がなされた場合において、本人と法定代理人等との利益が相反する場合は、当該開示請求に係る個人情報を開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「本人の利益に反する」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 親による虐待を受けた子の心情等を記録した文書等
 - (2) 法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける、当該権利侵害に係る未成年者の個人情報が記録された文書等
 - (3) 満15歳以上の未成年者が開示について同意していない当該未成年者の個人情報が記録された公文書についての開示請求で、利益が相反しないと認められる特段の事由がない場合
- 2 満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、次のような取扱いを行う。
 - (1) 本号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、原則として当該未成年者に対し、確認書（規則別記第4号様式）の提出を求めるものとする。
 - (2) 当該未成年者の同意がない場合は、原則として本人の利益に反するものとして不開示とする。
 - (3) 未成年者と代理人との利益が相反することが明白な場合は、本人が開示に同意している場合であっても、不開示とする。
 - (4) 未成年者が所在不明等によりその意思を確認することが困難な場合は、本人の同意がないものとして不開示とする。
 - (5) 確認書が返送期限までに返送されない場合には、再度返送するよう求めるものとし、なお返送されない場合には、本人の同意がない

ものとして不開示とする。

第 16 条 部分開示

(部分開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない

【趣旨】

本条は、開示請求があった個人情報の中に不開示情報が含まれている場合には、当該個人情報から不開示情報に係る部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより当該開示請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、当該開示請求に係る個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示情報に係る部分を除いて、残りの部分を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「容易に区分して除くことができる」とは、当該個人情報が記録されている公文書を損傷したり、過大な時間、経費を必要としないなど、技術的、労力的、経費的に可能な範囲内で分離し、除くことができる場合をいう。
- 2 「有意の個人情報」とは、不開示となる部分を除いて開示した場合において、開示請求者の請求の趣旨を満たすことができる個人情報が含まれていることをいう。したがって、開示請求者の請求の趣旨から判断して有意の個人情報が含まれていないと判断した場合は、すべて不開示となる。自己の名前だけでも開示請求者にとっては、有意の個人情報となる可能性があるため、請求の趣旨を十分確認することが必要である。

第 17 条 裁量的開示

(裁量的開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第 15 条第 1 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個別具体的な事情によっては、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。不開示情報の例外的開示であるから、裁量権の濫用にならないよう、本条の適用の必要性を慎重に判断しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 「（第 15 条第 1 号に該当する情報を除く。）」とは、法令等で開示することができない情報については、裁量の余地がなく、本条の対象から除くことを確認的に規定したものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、個人の権利利益を保護するための特別な事情があり、開示することの利益が不開示情報の規定により保護される利益に優越すると認められるときをいう。
- 3 本条は、開示請求者以外の個人に関する情報についても裁量的開示を認めていることから、個人の権利利益を侵害しないよう特に慎重な配慮をしなければならない。
- 4 本条により第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定により第三者の権利利益を保護するための手続を行わなければならないものである。

第 18 条 個人情報 の 存 否 に 関 す る 情 報

(個人情報 の 存 否 に 関 す る 情 報)

第 18 条 開 示 請 求 に 対 し、 当 該 開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 が 存 在 し て いる か 否 か を 答 え る だ け で、 不 開 示 情 報 を 開 示 す る こ と と な る と き は、 実 施 機 関 は、 当 該 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い で、 当 該 開 示 請 求 を 拒 否 す る こ と が で き る。

【趣旨】

開 示 請 求 が あ っ た 場 合、 当 該 開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し た 上 で、 開 示 又 は 不 開 示 の 決 定 を す る の が 原 則 で あ る が、 本 条 は、 例 外 的 に、 存 否 応 答 拒 否 (個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い で、 開 示 請 求 を 拒 否 す る こ と) が で き る こ と を 定 め た も の で あ る。

【解釈及び運用】

- 1 「開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 が 存 在 し て いる か 否 か を 答 え る だ け で、 不 開 示 情 報 を 開 示 す る こ と と な る と き」と は、 例 え ば、 家 出 し た 母 子 を 探 索 す る た め、 法 定 代 理 人 と し て 父 親 か ら、 子 供 の 就 学 記 録 の 開 示 請 求 が あ っ た 場 合、 当 該 情 報 は 存 在 す る が 不 開 示 と 決 定 す る と 母 子 が ど の 地 域 に 所 在 す る か 回 答 し て し ま う 結 果 に な る 場 合 の よ う に 個 人 情 報 の 存 否 自 体 を 明 ら か に す る こ と に よ り、 当 該 個 人 情 報 を 開 示 し た と き と 同 様 に、 不 開 示 情 報 の 規 定 に よ り 保 護 す べ き 利 益 が 害 さ れ る お そ れ の あ る と き を い う。
- 2 本 条 が 適 用 さ れ る の は、 仮 に 開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 が 存 在 す る 場 合 で も、 必 ず 不 開 示 情 報 に 該 当 す る と き で あ り、 不 開 示 と な ら な い と き は、 適 用 さ れ な い。
- 3 ~~「 当 該 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い で、 当 該 開 示 請 求 を 拒 否 す る こ と が で き る 」~~

本 条 に よ る 存 否 応 答 拒 否 の 決 定 は、 第 19 条 第 2 項 の 開 示 し な い 旨 の 決 定 を 行 う こ と に な る が、 請 求 に 対 す る 処 分 で あ る か ら、 処 分 の 理 由 を 提 示 す る 必 要 が あ る。 提 示 す べ き 理 由 は、 開 示 請 求 者 が 拒 否 の 理 由 を 明 確 に 理 解 で き る 程 度 の も の が 必 要 で あ り、 請 求 の あ っ た 個 人 情 報 の 性 質、 内 容 等 を 踏 ま え て、 当 該 個 人 情 報 の 存 否 を 答 え る こ と に よ り ど の よ う な 不 開 示 情 報 を 開 示 す る こ と に な る の か を で き る 限 り 具 体

的に提示することになる。

- 4 存否応答拒否により開示請求を拒否する必要がある個人情報については、実際に個人情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきであることに留意するものとする。個人情報が存在しない場合には不存在と答えて、存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は個人情報が存在することを請求者に推測されてしまい、存否応答拒否を行う意味がなくなるからである。
- 5 本条は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないという例外的処分であるので、適用に当たっては、厳格に解釈し、誤用又は濫用しないように十分注意するとともに、事前に総務部情報管理課に照会するものとする。

第 19 条 開示請求に対する措置

(開示請求に対する措置)

- 第 19 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び実施機関が別に定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは開示請求者に対し、前各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報が、当該個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その時期を第 1 項及び第 2 項に規定する書面に記載するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対する決定をした場合は、書面をもって開示請求者に通知する義務を明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

- (1) 本項は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する決定について、開示請求者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する決定を通知する書面は、次のように規則第 7 条に定められている。
- ア 開示請求に係る個人情報の全部を開示する場合 個人情報開示決定通知書（規則別記第 5 号様式）
- イ 開示請求に係る個人情報の一部を開示する場合 個人情報部分

開示決定通知書（規則別記第6号様式）

- (3) 「実施機関が定める事項」とは、開示決定通知書又は部分開示決定通知書に記載すべき事項であり、具体的には、請求に係る個人情報の内容、個人情報の開示の日時及び場所、開示の方法、事務担当課等である。個人情報の一部を開示する場合は、それらのほか、「開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」及び「開示しないこととする根拠規定を適用する理由に該当しなくなる時期」（決定から1年以内に該当しなくなることが明らかな場合）である。

2 第2項

- (1) 本項は、開示しない旨の決定について開示請求者に対し、その旨を書面で通知することを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 開示請求書に形式上の不備がある場合など、開示請求が不適法であることを理由として公文書の開示をしないときも、第2項の決定に含まれる。
- (3) 「（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）」とは、存否応答拒否及び開示請求に係る個人情報が不存在の場合も開示しない旨の決定を行うことを条例上明確にしたものである。
- (4) 開示しない旨の決定を通知する書面は、「個人情報不開示決定通知書（規則別記第7号様式）」によることとする。
- (5) 開示請求に係る個人情報が不存在の場合の取扱い
- ア 開示請求に係る個人情報が存在しない場合として、保存期間経過後の理由による廃棄、実態として作成又は取得していない、そもそも情報がない等が考えられる。
- イ 個人情報の開示請求の時点で、開示請求に係る個人情報の不存在が明らかである場合には、開示請求者にその旨を説明し、請求の取下げを求めるものとする。
- ウ 請求時点では不存在が判明せず、その後に判明した場合は、開示請求者にその旨を電話等で説明し、請求の取下げを求めるもの

とする。開示請求者が自らの意思で取下げしたときは、その開示請求者が提出した開示請求書の備考欄にその旨（取下げ年月日等）を記載し、その写しを開示請求者に送付するものとする。

エ 開示請求者が自らの意思で取り下げず、個人情報の不存在のため不開示決定をするときの理由を例示すれば、「当該個人情報は、作成しない慣行となっており、実際に存在しない。」「当該個人情報は、存在したが、保存年限を経過したために○月○日に廃棄した。」などである。

オ むやみに不存在を理由として不開示決定をすることは、個人情報保護制度の根幹を揺るがし、市政に対する信頼の低下を招きかねないので、不存在の決定は慎重に行わなければならない

3 第3項

- (1) 第1項又は第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、理由の提示が必要であることを定めたものである。
- (2) 理由の付記は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分になる。したがって、開示請求を拒否する処分を行う場合には、本項の趣旨に即し、不開示理由を明確にしなければならない。
- (3) 理由を提示する際には、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できるように記載しなければならない。したがって、理由の記載は、例えば、「第15条第○号に該当するため」とするだけでなく、開示請求者が具体的に納得のできる内容を記載し、複数の理由による場合には、そのすべてについて記載するものとする。
- (4) 不存在の理由としては、廃棄、作成又は取得していない、そもそも情報がない、等がある。
- (5) 存否を明らかにせず不開示決定を行う場合は、開示請求に係る個人情報の存在等を明らかにすることがなぜ不開示情報を明らかにす

ることになるのか、また、当該個人情報に仮に存在する場合、どの不開示条項に該当するのかを記載するものとする。

4 第4項

開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であつて、当該個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内に不開示情報に該当する理由が消滅し、当該個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知することを定めたものである。

第20条 開示決定等の期限

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該期間を延長する理由及び当該決定を行うことができる期日を書面により開示請求者に通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、開示請求があった個人情報についての開示決定等までの期限及び当該期限の延長について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項

本項は、開示請求があった個人情報について実施機関が行う開示決定等を行う期限を定めたものである。

実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算し14日以内に開示決定等を行う義務があることを明らかにしたものである。

開示請求があった日の翌日から起算し14日に当たる日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日が満了日となる。

2 第2項

本項は、やむを得ない理由があるときは、第1項に規定する期間を

延長することができる旨及び延長する場合は、その理由等を開示請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない旨を規定したものである。

書面については、規則第8条の規定により個人情報開示決定等期間延長通知書（規則別記第8号様式）と定められている。また、記入要領は、要領を参照のこと。

(1) 「やむを得ない理由」とは、実施機関が個人情報の開示請求に対して、14日以内に開示決定等をするように誠実に努力しても、開示決定等をする事ができない次のような場合をいう。

ア 一度に多くの種類の請求があり、開示請求に係る個人情報を期間内に検索することが困難であるとき、又は開示請求のあった個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等をする事ができない場合

イ 開示請求があった個人情報に開示請求者以外のものの情報が記録されている場合等で、当該開示請求者以外のものの意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をする事ができない場合

ウ 満15歳以上の未成年者の代理人による開示請求がなされた場合であって開示決定等の判断に当たり、当該未成年者の意思を確認するための手続に時間を要し、期間内に開示決定等をする事ができない場合

エ 天災等の発生、一時的な業務量増大（選挙事務等）のため、期間内に開示決定等をする事ができない場合

オ 年末年始等執務を行わないときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をする事ができない場合

(2) 「60日を限度としてその期間を延長することができる」とは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間（14日）内に開示決定等をする事ができない場合であっても、開示請求のあった日の翌日から起算して、60日以内に当該決定をしなければならないという趣旨である。したがって、期間延長の通知の後に開示決定等をしたときは、改めて、遅滞なく開示請求者に開示決定等の通知

を書面により、行わなければならない。

書面は、第19条の規定により通知する書面を使用するものとする。

なお、この期間延長を再度行うことはできない。

- (3) 「延長する理由及び当該決定をすることができる期日を書面により開示請求者に通知しなければならない」とは、やむを得ない理由より、第1項に規定する期間を60日を限度として延長する場合は、その理由及び開示決定等ができる期日を開示請求者に通知することを実施機関に義務付ける趣旨である。個人情報開示決定等期間延長通知書に記入して通知するものとする。

3 第3項

本項は、個人情報の開示請求が大量であるため、60日以内に開示請求に係る個人情報のすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、特例として延長できる旨を定めたものである。

なお、本項の適用を決定した場合は、書面により開示請求者に対して本項を適用する旨及びその理由並びに残りの個人情報について開示決定等を行う期限を通知しなければならない。書面は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（規則別記第9号様式）によるものとする。また、記入要領は、要領を参照のこと。

- (1) 「開示請求に係る個人情報大量であるため」とは、開示請求を処理する事務担当課において、開示決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする、当該事務担当課の通常業務の遂行に著しい支障が生じる程の量をいう。
- (2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生じる支障の程度を超えた、業務上看過することができない支障をいう。
- (3) 「相当の部分」とは、本項が、開示請求に係る個人情報について、開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が60日以内に努力して処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

(4) 「相当の期間」とは、残りの公文書について、実施機関が処理するために必要な合理的な期間をいう。

(5) 「本項を適用する旨及びその理由」とは、開示請求に係る公文書が著しく大量であることと、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことの具体的な事項である。

(6) 本項を適用する場合の手続

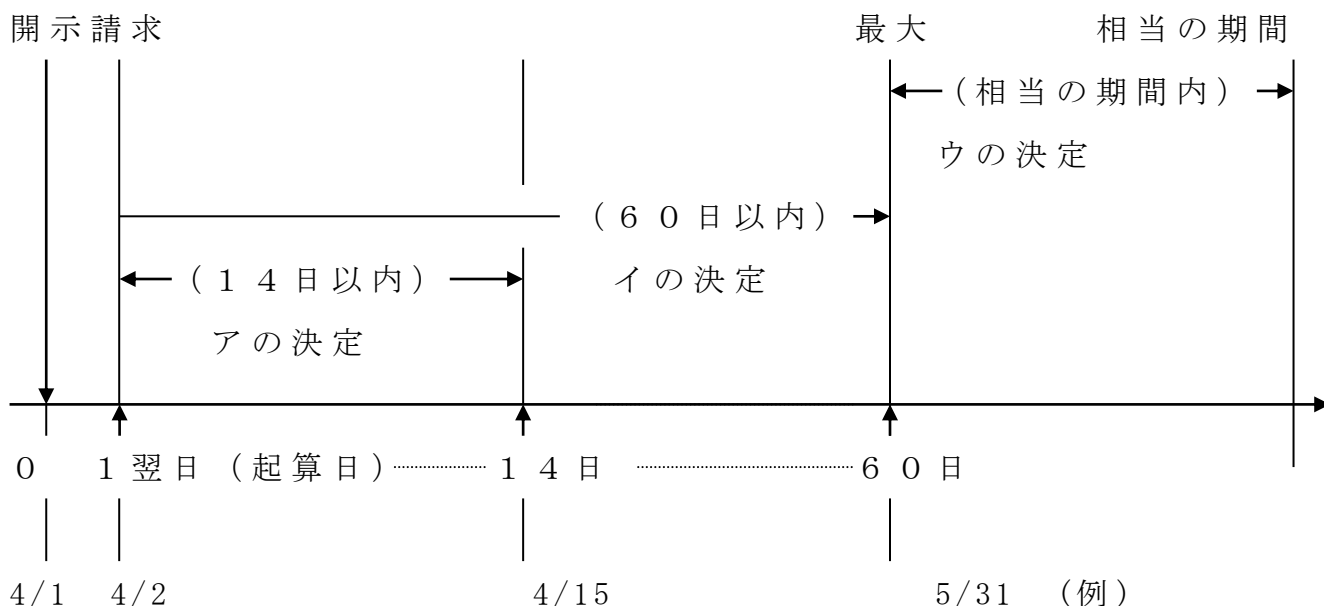
ア 14日以内に条例第20条第3項を適用することを決定し、開示請求者に個人情報開示決定等期間特例延長通知書により通知する。

イ 開示請求に係る個人情報の相当の部分については、60日以内に開示決定等を行う。

ウ 相当の期間内に残りの個人情報について開示決定等を行う。

エ 前項の規定により、60日を限度として開示決定等の延長を決定した場合は、本項の規定による延長をすることはできない。

◎ 第3項を適用する場合の手続



第 2 1 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 2 1 条 開示請求に係る個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 9 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって当該第三者に関する情報が第 1 5 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 1 7 条の規定により開示するとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に 1 4 日以上を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合における当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができることを定めたものである。

意見書を提出する機会を与えることによって、慎重かつ公正な開示決定等を行うこととする趣旨である。ただし、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に開示決定等についての同意権を与えたもので

はない。

【解釈及び運用】

1 第1項 任意的意見の聴取

- (1) 本項に規定する意見書提出機会の付与は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を当該個人情報の開示・不開示の決定の際の参考とすることにより、適正かつ慎重に判断することを目的とするものである。なお、第三者に意見書提出の機会を与えることを実施機関に対して義務付けるものではなく、また、第三者に開示決定等についての同意権を与えたものではないので、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものではない。

実施機関は、意見書を提出する機会を与える場合には、意見書提出機会付与通知書（個人情報開示請求）（規則別記第10号様式）に開示決定等に係る意見書（個人情報開示請求）（規則別記第10号様式別紙）を添付して第三者に通知して行うものとする。

- (2) 実施機関は、開示決定等の期間が定められているので、第三者に対して、できる限り1週間以内に意見書を提出するよう求めるものとする。

2 第2項 義務的意見の聴取

- (1) 本項は、第三者に関する情報を公益上の理由により開示する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても、開示することの利益と比較衡量して開示するか否か判断することとなるので、第三者に対する適正な行政手続を保障する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めるものである。なお、第三者に開示決定等についての同意権を与えたものではないので、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものではない。

- (2) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第2項）とは、同項が意見書提出の機会を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知

できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。なお、当該第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務付けなかったのは、公示送達を行うこと自体が、当該個人が識別されるおそれがあることを考慮したためである。

3 第3項

- (1) 本項は、前各項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定（個人情報全部又は一部を開示する決定をいう。以下同じ。）をする場合、当該第三者のために不服申立て及び争訟の機会を確保する趣旨である。
- (2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上を置かなければならない」とは、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮しつつも、反対意見書を提出した第三者が個人情報の開示決定の取消しを求める不服申立て又は争訟を提起して開示の執行停止の申立てを行う期間を確保するため、14日以上置くこととしたものである。
- (3) 実施機関は、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を第三者に通知する場合は、意見聴取結果通知書（個人情報開示請求）（規則別記第11号様式）により行うものとする。

第 2 2 条 開示の実施等

(開示の実施等)

第 2 2 条 個人情報の開示は、個人情報記録されている公文書が文書又は図画にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。

2 個人情報開示を受ける者は、当該開示を受けるときに、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報記録されている公文書を直接開示することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

4 個人情報開示は、実施機関が第 1 9 条第 1 項の規定による書面により指定する日時及び場所において行う。

5 実施機関は、開示決定を受けた者から開示決定に係る個人情報記録されている公文書の写しの送付を求める旨の申出があった場合は、当該公文書の写しを送付するものとする。

【趣旨】

本条は、開示請求に対して個人情報を開示決定した場合の開示の方法及び手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、個人情報開示の方法について具体的に定めたものである。

(1) 文書、図画、写真にあっては、閲覧又は写しの交付

(2) フィルムについては、視聴。ただし、マイクロフィルムにあっては、視聴及び写しの交付（印刷物として出力したものの交付）

(3) 音声記録及び動画記録を除く電磁的記録にあっては、印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、当該電磁的記録の全部を開示する場合であって、所定の機器を用いた当該電磁的記録の視聴又は複製の作成が技術的に容易なときは、当該電磁的記録の視聴又は複製の交付の方法によることができる。具体的には、ロッピーへの文書等のコピー等をいう（規則第 1 0 条第 1 項第 1 号）。

(4) 音声記録及び動画記録にあっては、視聴又は複製の交付（当該音声記録及び動画記録の視聴又は複製の作成が技術的に容易な場合に限る。）（規則第10条第1項第2号）

(5) 電磁的記録の複製の作成は、個人情報の開示を受けようとする者が当該複製を作成するために必要な記録媒体を持参した場合のみ行うものとする（規則第10条第2項）。

2 第2項

本項は、個人情報を他人に開示してしまわないよう、個人情報の開示に当たっても開示を受けようとする者が、本人又はその代理人であることを確認するため設けたものである。

(1) 「必要な書類で実施機関が定めるもの」とは、規則第10条第3項の規定により、条例第14条第2項の規定による実施機関に提出し、又は提示する書類と同じである。

(2) 開示請求をする際と同じ方法で開示するときも本人又は代理人であることの確認を行うものとする。

3 第3項

本項は、一定の場合には、個人情報が記録された公文書の写しにより開示しても差し支えない旨を規定したものである。

(1) 「公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき」とは、その形態・形状から、開示することにより汚損し、又は破損する確度が高い場合をいう。

(2) 「相当の理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。

ア 原本を開示することにより本来の業務に支障が生ずる場合

イ 第16条の規定により部分開示を行う場合

ウ 公文書の管理上の必要その他相当の理由があると認められる場合

4 第4項

本項は、個人情報の開示を行う場所及び日時について定めたものである。

個人情報開示決定通知書及び個人情報一部開示決定通知書により実

施機関が指定する場所及び日時において行うことを定めたものである。

実施機関は、開示請求者と十分連絡を取り日時を決定するものとする。また、開示を行う場所は、原則総合窓口（総務部 ~~情報管理課総務課~~内）で行うこととなるので、あらかじめ ~~情報管理課総務課~~と協議すること。

5 第5項

本項は、郵送による写しの交付ができることを定めたものである。

(1) 郵送による写しの交付の手続

郵送により写しの交付を行う場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の備考欄に、写しの作成に要した費用及び郵送料を記入するものとする。この場合、開示請求者が個人情報開示請求書を提出する際に郵送を希望していたかどうか、公文書のどの部分の写しが必要なのか等を十分確認するものとする。

事務担当課は、開示請求者から現金書留により写しの作成に要する費用及び郵便切手による郵送料並びに返送用封筒の送付を受けた後に当該写しの作成に要した費用の領収書及び当該写しを郵送することとする。また、写しの作成に要した費用については、郵便小為替による納付も認めることとし、事務上の取扱いは、現金書留と同じとする。なお、郵送先の確認を十分行うとともに、「親展」、「書留」等により郵送するものとする。

(2) 返送の催告等

郵送による写しの交付を希望し、相当の期間内に現金書留又は郵便小為替による写しの作成に要した費用及び切手による郵送料の送付がない場合は、相当の期間を定め、開示請求者に送付の督促を行う（開示請求者がこの督促に応じない場合は、改めて書面により開示の日時及び場所を指定して再度催告を行う。）。

第 2 3 条 手数料等

(手数料等)

第 2 3 条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報が記録されている公文書の写しの交付又は送付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 個人情報が記録されている公文書の写しの送付を受けようとするものは、あらかじめ市長に前項の費用を納付しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示に係る費用負担について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、開示に係る手数料を無料とする旨を定めたものである。

2 第 2 項

本項は、公文書の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する郵送料は、開示請求者の負担とする旨を定めたものである。

費用の徴収は、写しの作成費用にあつては、現金（郵便小為替も認めるものとする。）によるものとし、写しの送付に要する費用は、郵便切手によるものとする。

3 第 3 項

費用の納入は、前納とする旨を定めたものである。

第 2 4 条 開示請求及び開示の特例

(開示請求及び開示の特例)

- 第 2 4 条 実施機関があらかじめ定めた個人情報に関しては、第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第 2 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。
- 3 第 1 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による口頭による開示請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己の個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについては、開示請求者の負担軽減を図るとともに事務の効率的な運用を図るため、第 1 4 条第 1 項の規定によらず、口頭による開示請求ができることとしたものである。また、開示の実施についても、特例を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、個人情報開示請求書によらず、口頭による開示請求ができるものとしたものである。

- (1) 「あらかじめ定めた個人情報」とは、個人情報の内容及び範囲、開示に対する需要、実務上の対応の可能性等を勘案して定めるもので、おおむね次の要件を満たす個人情報の中から定めるものとする。
- ア 本人の開示に対する需要が高いもの
 - イ 開示について即時性が要求されるもの
 - ウ 個人情報の記録形態が定型的であり、開示に関する判断をあらかじめ一律に行うことが可能なもの
 - エ 実務上、即時の開示に対応可能なもの

(2) 口頭による開示請求ができる個人情報を選定した場合は、規則第13条の規定により次の事項を告示するものとする。

ア 個人情報の内容

イ 口頭による開示請求を行うことができる期間

ウ 開示を行う場所

エ 開示の方法

(3) 「口頭により開示請求を行うことができる」とは、個人情報開示請求書の提出によらず、口頭で開示を求めることができるということである。

2 第2項

本項は、口頭による開示請求があった場合は、実施機関が別に定める方法で即時に開示することを定めたものである。

(1) 「個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする」とは、口頭による開示請求があった場合には、即時に開示することをいう。

(2) 「実施機関が別に定める方法により行う」とは、本条による個人情報の開示は、その判断、手続等を一律に行うことで開示手続等の効率化と簡便化を図るものなので、開示の方法についても、実施機関が別に定める方法で行うものである。

具体的には、試験結果の本人への開示が考えられ、口頭による開示請求があった場合は、実施機関は、その場で直ちに開示することとなる。

なお、口頭による開示請求に対する開示を行う場所は、原則各事務担当課となる。

3 第3項

本項は、口頭による開示請求及びその開示にあっても、通常の開示請求と同じく本人又は代理人の確認を厳格に行う旨を選定したものである。ただし、個人情報の本人が請求を行う場合においては、事務担当課があらかじめ用意した本人と本人の顔写真を照合することができる受験票等により本人確認を行うことができる。

第 25 条 訂正請求

(訂正請求)

第 25 条 何人も、開示決定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
2 第 13 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、何人も、開示を受けた自己の個人情報に、事実の誤りがあると認めた場合は、実施機関に対して、その訂正を請求する権利を有することを明らかにしたものである。また、開示請求と同じく代理人も本人に代わって訂正請求をする権利を有することを明らかにしたものである。実施機関が保有する個人情報に誤りがあった場合、そのことによって誤った行政行為がされる等、本人に思わぬ不利益が及ぶおそれや権利利益を侵害するおそれがある。このようなことを防止するために、誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、訂正請求ができる者及び訂正請求ができる事項を明らかにしたものである。

- (1) 「開示決定により開示を受けた」とは、訂正請求をするに当たってその対象となる個人情報は、この条例による開示決定を受けていなければならないという趣旨である。
- (2) 「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。
- (3) 「訂正」には、単に記録内容の間違いの訂正だけでなく、記録が古すぎて現在では正確でないものの訂正、記録が不備である場合の追加及び記録が余分である場合の削除等を含むものである。

2 第 2 項

本項は、開示請求と同じく、本人請求の例外として、代理人による訂正請求ができる旨を定めたものであり、第 13 条第 2 項の規定を準用するものである。

第 26 条 訂正請求の手続

(訂正請求の手続)

第 26 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 法定代理人等が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報の訂正についての具体的な請求方法を定めたものである。

本条は、訂正請求権の行使によらなければ、個人情報の訂正に応じることができないという趣旨ではないので、事務担当課において従来から訂正に応じていた個人情報又は訂正請求の手続をするまでもなく、訂正に応じることができる個人情報については、従来どおり適切に対応するものとする。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

本項は、訂正請求に際しては、個人情報訂正・削除・中止請求書（規則別記第 12 号様式。以下「訂正等請求書」という。）に必要事項を記入して提出する必要があることを明らかにしたものである。

- (1) 郵送、ファクシミリ、電子メールによる訂正等請求書の提出は、本人又は代理人からの請求であることの確認手段が確立していないため認めない。

本項各号に掲げる事項は、訂正等請求書に記載すべき事項であり、訂正請求をする上で必要な事項である。

(2) 「実施機関に提出してしなければならない」とは、訂正請求は、条例により保障された権利の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期するため、請求は、原則書面を提出してしなければならないこととしたものである。したがって、電話又は口頭による開示請求は、認められないこととなる。

(3) 第3号

本号は、訂正請求に係る個人情報を実施機関において特定するための項目である。

「個人情報を特定するために必要な事項」とは、事務の名称、内容、個人情報が記録されている公文書の件名等で個人情報の開示を受けた際の個人情報開示決定通知書及び個人情報部分開示決定通知書の個人情報の内容欄に記載された事項をいう。

(4) 第4号

その他実施機関が定める事項とは、訂正等請求書の記入事項とする。

2 第2項

本項は、訂正請求に際しては、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等が必要であることを明らかにしたものである。

(1) 「訂正を求める内容」とは、訂正を請求する箇所並びに開示を受けた内容及び求める訂正後の内容をいう。

(2) 「事実と合致することを明らかにする書類等」とは、開示された個人情報が事実と合致していないこと及び訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）の主張する内容のほうが事実と合致しているということが、実施機関に対して確からしいと思わせる程度の書類等をいう。

(3) 「書類等」の「等」とは、物品など~~を指す~~がこれに当たる。

3 第3項

本項は、訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る

個人情報の本人又は代理人であることを証明する書類を提出し又は提示する必要があること及び訂正等請求書の補正について明らかにしたものである。

本人確認の方法等及び訂正等請求書の補正に関することは、第13条の開示請求の場合と同じである。

第 27 条 訂正請求に対する決定等

(訂正請求に対する決定等)

- 第 27 条 実施機関は、訂正請求があった日から 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第 3 項において準用する第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報について適正と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、その理由を第 2 項の書面に記載しなければならない。
- 5 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。
- 6 実施機関は、第 1 項の規定により情報提供等記録の訂正をする旨の決定をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、速やかに書面によりその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の訂正請求があった場合において、請求のあった個人情報について実施機関が行う訂正する旨の決定、一部を訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という）についての手続を定めたものである。

開示請求に対する決定の期限が 14 日に対し訂正請求に対する決定の期限が 30 日なのは、訂正に係る事実関係の調査を慎重に行う必要があることから、開示請求に対する決定を行う期間以上の期間が必要であると判断したためである。

【解釈及び運用】

1 第1項

本項は、実施機関は、個人情報訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正決定等をする義務があることを明らかにしたものである。

訂正請求があった日の翌日から起算し30日に当たる日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日が満了日となる。

- (1) 「必要な調査」とは、訂正請求者が求める内容が事実と合致していることを明らかにする書類等を基に、請求に係る誤りの有無及び内容並びに訂正すべき内容を確認するために必要な調査をいう。調査の方法は、当該個人情報に係る事務の性質等の事情により異なるが、客観的な判断を行うことができるよう、できる限り具体的な資料に基づいて行うものとする。
- (2) 「訂正するかどうかの決定」とは、訂正請求に係る個人情報の訂正する旨の決定及び訂正しない旨の決定をいい、訂正する旨の決定には、請求内容どおり訂正する場合のほか、その一部を訂正する場合も含まれる。

2 第2項

本項は、実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに訂正請求者に書面により通知する義務があることを明らかにしたものである。訂正決定等に係る書面は、次のように規則第15条に定められている。それぞれの決定通知書の記入要領は、要領を参照のこと。

- (1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する場合 個人情報訂正・削除・中止決定通知書（規則別記第13号様式）
- (2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正する場合 個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書（規則別記第14号様式）
- (3) 訂正請求に係る個人情報を訂正しない場合 個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書（規則別記第15号様式）

3 第3項

本項は、実施機関は、訂正請求に対し、個人情報を訂正する旨の決定をした場合は、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上で訂正請

求者に対して訂正の内容を書面（個人情報訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書）に記載しなければならないことを定めたものである。

(1) 「適正と認める方法」とは、実施機関が個人情報の内容、記録媒体等を勘案して適正と思われる方法をいう。具体的には次のような方法が考えられる。

ア 誤っていた個人情報を完全に消去し、事実に合致した個人情報を新たに記録する方法

イ 誤っていた個人情報の上に二本線を引き、余白部分に事実に合致した個人情報を朱書き等で新たに記入する方法

ウ 誤っていた個人情報にアンダーラインを引く等の方法により誤りの部分を明示した上、別紙等に個人情報が誤っていた旨及び正確な内容を記入して添付する方法

4 第4項

本項は、実施機関は、訂正請求に対し、個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をした場合は、その理由を書面（個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書）に記載しなければならないことを定めたものである。

理由を通知しなければならないこととしたのは、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び処分の理由を訂正請求者へ知らせるためである。

理由の付記は、訂正請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となる。したがって、訂正請求を拒否する処分を行う場合には、訂正拒否の理由を十分明確にしなければならない。

5 第5項

本項は、やむを得ない理由がある場合の決定期間の延長及び訂正請求に係る個人情報が大量である場合の決定期間の特例延長について定めたものである。具体的な手続等については、開示請求に対する延長と同じであるので、第20条を参照のこと。

また、訂正請求者に対する通知は、個人情報訂正・削除・中止決定等期間延長通知書（規則別記第16号様式）又は個人情報訂正・削除・中止決定等期間特例延長通知書（規則別記第17号様式）により行うものとする。それぞれの通知書の記入要領は、要領を参照のこと。

6 第6項

本項は、情報提供等記録を訂正する旨の決定をした場合において、必要があると認めるときは、同一の記録を保有する者である総務大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者に対して、速やかに書面により通知する義務があることを明らかにしたものである。

(1) 「必要があると認めるとき」とは、実施機関が当該訂正請求事案を検討し、すでに提供済みの個人情報を訂正した旨を提供先に知らせることが、請求者の利益の保護の必要性や、実施機関の実務上の必要性が高いかどうか等を勘案して個別に判断するものである。

第 28 条 削除請求

(削除請求)

第 28 条 何人も、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

- (1) 第 8 条又は番号法第 20 条の規定に違反して収集されているとき。
- (2) 番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 第 13 条第 2 項の規定は、削除請求について準用する。

【趣旨】

本条は、何人も、自己の個人情報が~~第 8 条の収集の制限に違反したこの条例及び番号法の規定に違反した~~取扱いを受けていると認める場合は、実施機関に対して、その削除を請求する権利を有することを明らかにしたものである。また、訂正請求と同じく代理人も本人に代わって削除請求をする権利を有することを明らかにしたものである。

実施機関が収集の制限又は~~特定個人情報ファイルの作成の制限~~に違反して個人情報を~~収集している場合又は~~保有している場合は、そのことによって本人の権利利益を侵害するおそれがある。このようなことを防止するために、削除を求めることを権利として保障したものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

- (1) 「~~自己の個人情報が第 8 条の規定に違反した取扱いを受けている~~第 8 条の規定に違反して収集されているとき」とは、個人情報の収集における目的、収集の範囲及び手段の制限（第 8 条第 1 項）、収集する内容の制限（第 8 条第 2 項）又は収集先の制限（第 8 条第 3 項）に違反して実施機関が個人情報を収集し、保有していることをいう。
- (2) 「番号法第 20 条の規定に違反して収集されているとき」とは、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合のみ特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集・保管できるという番号法第 20 条の規定に違反して実施機関が特定個人情報を収集し、

保管していることをいう。

(3) 「番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」とは、番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又は提供を受けることができる場合のみ特定個人情報ファイルを作成できるという番号法第29条の規定に違反して個人番号利用事務等に従事する者が特定個人情報ファイルを作成している場合をいう。

~~(2)~~ (4) 「削除」とは、収集の制限に違反して取り扱われた個人情報を個人情報取扱事務の記録から削除することをいい、具体的には、当該個人情報が記録されている媒体の廃棄又は焼却、当該個人情報が記録されている部分の黒塗り、当該データの消去等をいう。

2 第2項

本項は、開示請求及び訂正請求と同じく、代理人による削除請求ができることを明らかにしたものである。

第 29 条 削除請求の手続等

(削除請求の手続等)

第 29 条 第 26 条及び第 27 条の規定は、削除請求の手続及び削除請求に対する決定等について準用する。

【趣旨】

本条は、削除請求の手続及び削除請求に対する決定等については、訂正請求手続及び訂正請求に対する決定等に係る規定を準用することを定めたものである。

【解釈及び運用】

「準用する」とは、具体的には、次のとおりである。

- (1) 削除請求をしようとする者は、訂正等請求書を実施機関に提出しなければならない。
- (2) 削除請求をしようとする者は、削除を求める内容が~~第 1-0 条第 8 条~~又は番号法第 20 条若しくは第 29 条の規定に違反した取扱いを受けていることを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- (3) 削除請求しようとする者が、本人又は代理人であることを確認するために、実施機関は、開示請求と同様の方法により確認を行うものとする。
- (4) 実施機関は、訂正等請求書を受け付けた場合は、必要な調査を行い、原則として訂正等請求書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に、削除するかどうかの決定を行い、その内容を書面により通知する。書面は、個人情報訂正・削除・中止決定通知書、個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書及び個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書とすること。
- (5) 実施機関は、削除請求に対し、個人情報を削除する旨の決定をした場合は、当該個人情報を削除した上で、削除請求をした者（以下「削除請求者」という。）に対し、削除の内容を書面（個人情報訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書）に記載した上で通知するものとする。

(6) 実施機関は、削除請求に対し、個人情報の全部又は一部を削除しない旨の決定をした場合は、削除請求者に対し、その理由を書面（個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書）に記載した上で通知するものとする。

(7) 実施機関は、やむを得ない理由又は削除請求に係る個人情報が多量である場合は、訂正請求の場合と同じく延長することができるものとする。

また、削除請求者に対する通知は、個人情報訂正・削除・中止決定等期間延長通知書又は個人情報訂正・削除・中止決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

第 30 条 中止請求

(中止請求)

第 30 条 何人も、実施機関が自己の個人情報を次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

(1) 第 9 条又は第 9 条の 2 の規定に違反して利用し、又は提供しているとき。

(2) 番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録し、又は記録しようとしているとき。

2 第 13 条第 2 項の規定は、中止請求について準用する。

【趣旨】

本条は、何人も、実施機関が自己の個人情報を~~第 9 条の規定に違反して~~この条例及び番号法の規定に違反して利用し、又は提供していると認める場合は、実施機関に対して、その利用又は提供の中止を請求する権利を有することを明らかにしたものである。また、訂正請求と同じく代理人も本人に代わって中止請求をする権利を有することを明らかにしたものである。

実施機関が利用及び提供の制限又は特定個人情報ファイルの作成の制限に違反して個人情報を取り扱っている場合は、そのことによって本人の権利利益を侵害するおそれがある。このようなことを防止するために、中止を求めることを権利として保障したものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

(1) 「~~実施機関が自己の個人情報を第 9 条の規定に違反して利用し、又は提供している~~第 9 条又は第 9 条の 2 の規定に違反して利用し、又は提供しているとき」とは、個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける利用及び提供の制限（第 9 条、第 9 条の 2）の規定に違反して実施機関が個人情報又は特定個人情報の利用又は提供を行っていることをいう。

(2) 「番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録し、又は記録しようとしているとき」とは、番号法第 19 条第 12 号から第 16 号までのいずれかに該当して特定個人情報

を提供し、又は提供を受けることができる場合のみ特定個人情報ファイルを作成できるという番号法第29条の規定に違反して個人番号利用事務等に従事する者が特定個人情報ファイルを作成している場合又は作成しようとしている場合をいう。

(3) 「作成しようとしている場合」とは、個人番号利用事務等に従事する者が番号法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイルを作成しようとしていることが判明した場合をいう。

~~(2)~~ (4) 「中止」とは、中止請求に係る個人情報の利用又は提供を取りやめることをいう。

2 第2項

本項は、開示請求及び訂正請求と同じく、法定代理人等による中止請求ができることを明らかにしたものである。

第 3 1 条 中止請求の手続等

(中止請求の手続等)

第 3 1 条 第 2 6 条及び第 2 7 条の規定は、中止請求の手続及び中止請求に対する決定等について準用する。

【趣旨】

本条は、中止請求の手続及び中止請求に対する決定等については、訂正請求手続及び訂正請求に対する決定等に係る規定を準用することを定めたものである。

【解釈及び運用】

「準用する」とは、具体的には、次のとおりである。

- 1 中止請求をしようとする者は、訂正等請求書を実施機関に提出しなければならない。
- 2 中止請求をしようとする者は、利用又は提供の中止を求める内容が第 9 条の規定に違反した取扱いを受けていることを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 中止請求しようとする者が、本人又は代理人であることを確認するために、実施機関は、開示請求と同様の方法により確認を行うものとする。
- 4 実施機関は、訂正等請求書を受け付けた場合は、必要な調査を行い、原則として訂正等請求書を受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に、利用又は提供の中止をするかどうかの決定を行い、その内容を書面により通知する。書面は、個人情報訂正・削除・中止決定通知書、個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書及び個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書とすること。
- 5 実施機関は、中止請求に対し、個人情報の利用又は提供を中止する旨の決定をした場合は、当該個人情報の利用又は提供を中止した上で、中止請求をした者（以下「中止請求者」という。）に対し、中止の内容を書面（個人情報訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書）に記載した上で通知するものとする。
- 6 実施機関は、中止請求に対し、個人情報の利用又は提供の全部又は

一部を中止しない旨の決定をした場合は、中止請求者に対し、その理由を書面（個人情報部分訂正・削除・中止決定通知書又は個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書）に記載した上で通知するものとする。

7 実施機関は、やむを得ない理由又は中止請求に係る個人情報が大量である場合は、訂正請求の場合と同じく延長することができるものとする。

また、中止請求者に対する通知は、個人情報訂正・削除・中止決定等期間延長通知書又は個人情報訂正・削除・中止決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

第 31 条の 2 情報提供等記録の適用除外

(情報提供等記録の適用除外)

第 31 条の 2 情報提供等記録については、第 28 条から前条までの規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、情報提供等記録については、第 28 条（削除請求）、第 29 条（削除請求の手續等）、第 30 条（中止請求）及び第 31 条（中止請求の手續等）を適用しないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用及び提供の制限の規定に違反する取扱いが想定される性質のものではないことから、削除請求及び中止請求の適用除外としたものである。

第 3 2 条 苦情の処理

(苦情の処理)

第 3 2 条 実施機関は、個人情報に関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の取り扱いに関する住民から苦情に、適切かつ迅速に対応する努力義務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の取り扱いに関する苦情」とは、実施機関における個人情報の処理、収集、利用及び提供、管理（正確性及び安全性の確保）、委託に伴う措置に係る苦情など、実施機関における個人情報の取り扱い全般にあたるものである。
- 2 実施機関は、不服申立てによるよりも簡易、迅速な救済手段として、市民からの苦情に、公正、柔軟に対応し、苦情の趣旨、内容に即した迅速な解決を図るよう努めるものとする。
- 3 苦情については、事務担当課又は **情報管理課総務課** で受け付け、事務担当課において必要に応じて、調査、検討等を行い、処理するものとする。

第 3 章 救済措置

第 3 2 条の 2 審理員による審理手続の適用除外

(審理員による審理手続の適用除外)

第 3 2 条の 2 開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき、開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に対する審査請求については、審理員による審理手続の規定（同項本文）の適用を除外することを定めたものである。

【解釈及び運用】

行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書では、審理員の指名について、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」は、その適用を除外する旨を定めている。

これは、審査会等が第三者性を有し、優れた識見を有する委員で構成される合議体で公正かつ慎重に実質的な審理が行われることが担保されている場合、例えば、審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などは、十分な審理が確保されているとの理由により、審理員による審理手続は不要とされる趣旨であることから、本条で審理員による審理手続の適用除外規定を定め、審理員の指名を不要とするものである。

なお、審理員による審理手続の適用を除外したことにより、弁明書の作成や送付、反論書や意見書の提出期間の設定、審理手続の終結など、本来、審理員が行う事務を審査庁において行うことになるため、留意する必要がある。

第 3 3 条 審査会への諮問

(審査会への諮問)

第 3 3 条 開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問をして、当該審査請求について裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとするとき。
 - (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用又は提供の中止をすることとするとき。
- 2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

【趣旨】

~~本条は、開示請求、訂正請求、削除請求又は中止請求に対する決定（以下「開示又は訂正等の決定」という。）について、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合の救済手続を定めたものである。実施機関が不服申立ての決定を行うに当たり、審理の公正をより確保するために、審査会へ諮問すること等の手続を定めたものである。~~

本条は、開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、原則として実施機関（審査庁）は、審査会に諮問し、その答申を経た後に当該審査請求についての裁決を行うことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第 1 項

~~本項は、開示又は訂正等の決定に対して行政不服審査法による不服~~

~~申立てがあった場合において、処分庁（各実施機関）は、本項第1号又は第2号に該当する場合を除き、審査会に対する諮問を経た後、当該不服申立てに係る決定を行うとする趣旨である。~~

~~また、行政不服審査法に基づく不服申立てには、審査請求及び異議申立ての2種類あるが、現在のところこの条例に基づく事務に関しては、各実施機関には上級行政庁がないので、不服申立ては、実施機関に対する異議申立てにより行われることとなる。~~

~~(1) 「第19条又は第27条第1項（第29条及び第31条において準用する場合を含む。）の決定（以下「開示又は訂正等の決定」という。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったとき」とは、開示又は訂正等の決定に対して提起された不服申立てに限り審査会に諮問する趣旨である。~~

~~(2) 「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問をして」とは、審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の実施機関においても諮問しなければならない旨を定めたものである。~~

~~(3) 第1号~~

~~「不服申立てが不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法に基づく不服申立てが、調査の結果、不服申立人としての要件に該当しないこと、期間経過後の不服申立てであることなどの要件不備により却下する場合をいう。~~

~~(4) 第2号~~

~~本号は、開示請求に係る個人情報情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消し、又は変更し結果的に不服申立てに係る請求を認容するとき（ただし、第21条第1項又は第2項の規定により、第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）、並びに訂正請求、削除請求及び中止請求に係る決定を取り消し、又は変更し、結果的に不服申立てに係る請求を認容するときは、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。~~

1 第1項

本項は、実施機関が行った開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為に対して行う審査請求の裁決に際して、審査会の審議を求めることにより、当該審査請求の審査の公正さを保つためのものである。

(1) 「審査請求があったとき」とは、実施機関が行った個人情報の開示決定等、訂正決定、削除決定若しくは中止決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは中止請求に係る不作為（この条例に基づく請求に対し何らの処分をもしないこと）に対して、開示請求者等が審査請求を行った場合のほか、当該保有個人情報が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

(2) 第1号

「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審議会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、実施機関は諮問を要しないことを定めたものである。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

ア 審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）の経過後にされたものであるとき。

イ 不服申立人適格のない者からの審査請求であるとき。

ウ 審査請求書の記載の不備について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

(3) 第2号

開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該個人情報の全部を開示することとなる場合は、第21条第3項に規定する第三者から反対意見書が提出されているときを除いて、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。

(4) 第3号

訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に訂正請求どおりの訂正をすることとなる場合は、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。

(5) 第4号

削除請求に係る個人情報の全部又は一部を削除しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に削除請求どおりの削除をすることとなる場合は、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。

(6) 第5号

中止請求に係る個人情報の全部又は一部を中止しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に中止請求どおりの中止をすることとなる場合は、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。

2 第2項

本項は、~~不服申立てに係る処分庁審査請求に係る実施機関（審査庁）は、審査会に対し、速やかに諮問するよう努めることを定めたものである。~~

~~なお、不服申立てがあった場合の事務の取扱いは、要領を参照のこと。~~

第 3 4 条 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第 3 4 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、第 2 5 条の規定により訂正請求をした者、第 2 8 条の規定により削除請求をした者又は第 3 0 条の規定により中止請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

~~本条は、諮問実施機関が、不服申立人や行政不服審査法第 2 4 条に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に対し諮問した旨を通知しなければならないことを定めたものである。~~

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

本条の通知を実施機関に行わせることとし義務付けたのは、反対意見書を提出した第三者がいるかどうかについて審査会は知らないこと、~~不服申立人等審査請求人等~~にとって~~意見書提出意見書提出等~~の準備の都合上、できる限り早い段階で通知されることが望ましく、また、審査会にとっても、その~~ほう~~方が速やかに調査審議を進められることによるものである。

通知は、審査会諮問済通知書（個人情報）（規則別記第 1 8 号様式）により行うものとする。

【解釈及び運用】

~~1 第 1 号~~

~~本号は、不服申立人及び当該不服申立てに利害関係人として参加している参加人に対して、審査会に諮問をした旨を通知するものとしたものである。~~

~~2 第2号~~

~~本号は、開示又は訂正等の決定について当該開示請求者、訂正請求者、削除請求者又は中止請求者以外のものが不服申立てを提起している場合、開示請求者、訂正請求者、削除請求者又は中止請求者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。~~

~~3 第3号~~

~~本号は、開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。~~

1 通知すべき相手方の範囲は、実施機関（審査庁）による審査請求手続に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得る利害関係者（開示請求者、訂正請求をした者、削除請求をした者、中止請求をした者及び反対意見書を提出した第三者）である。

2 「参加人」とは、行政不服審査法第13条第1項又は第2項の規定により、実施機関（審査庁）の許可を得て、又は求めに応じ、当該審査請求手続に参加する者をいう。

第35条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第35条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する審査請求に対する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示決定等に対する~~不服申立て審査請求~~について、開示決定に対する当該第三者からの~~不服申立て審査請求~~を却下し、若しくは棄却する~~決定裁決~~を行う場合、又は開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する~~決定裁決~~を行う場合に、当該~~決定裁決~~に係る個人情報に自己の~~個人~~情報が記録されている当該第三者に~~訴訟提起訴え提起~~の機会を確保するための手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 開示決定に対する第三者からの~~不服申立て審査請求~~を却下し、又は棄却する場合は、~~当該個人情報~~第三者に関する情報が記録されている~~個人情報~~が開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の~~権利侵害~~な~~権利利益~~の侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に~~訴訟訴え~~を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から~~望ましい必要~~である。そこで、~~このような場合には、~~~~不服申立て審査請求~~に対する~~決定裁決~~の日と開示を実施する日との間に14日以上の間を置き、当該第三者が~~訴訟訴え~~を提起する機会を確保することとした~~（第1号）~~。
- 2 開示請求に係る個人情報の開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。同2において同じ。）に対する~~不服申立て審査請求~~が行われた結果、当該~~不服申立て審査請求~~に係る開

示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する~~決定裁決~~を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、~~当該~~第三者の権利利益の保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する~~決定裁決~~の日と開示を実施する日との間に14日以上~~置くこととした（第2号）~~置き、当該第三者が訴えを提起する機会を確保することとした。

3 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の~~決定裁決~~をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を~~開示決定に係る通知書（個人情報開示請求）（規則別記第19号様式）~~により通知しなければならない書面で通知するものとする。

4 ~~不服申立てに対する決定裁決~~により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、~~実施機関（処分庁）~~が~~再度改めて~~行う当該個人情報の開示決定は、第19条第1項~~の規定によるものであるため、~~に基づくものであることから第21条第3項の規定が適用され、開示決定の日と開示を実施する日との間に14日以上~~の期間を置くとともに、~~当該第三者に対して、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を~~個人情報開示決定に係る通知書書面~~により通知しなければならない。

5 個人情報の開示決定の取消しを求める~~不服申立て審査請求~~が提起された場合、当該~~不服申立て審査請求~~の提起自体には、行政不服審査法~~第34条第1項第25条第1項~~の規定により、当該開示決定に係る個人情報の開示に対する執行停止の効力はないが、~~同法第48条の規定において準用する同法第34条第2項同条第2項~~の規定により、処分の~~取り消し取消し~~を求める~~不服申立て審査請求~~に併せて執行停止の申立てがあり、これを~~処分庁審査庁~~が認めたとき、又は~~処分庁審査庁~~が職権により執行停止をしたときは、当該~~不服申立て審査請求~~に対する~~決定裁決~~の日までは開示をしないこととする。

6 第2号を適用する場合を「第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合」に限定したのは、~~当該~~第三者が開示に反対の意思~~を~~表示をしないときは、当該第三者に対して事前の

訴訟~~訴え~~提起の機会を確保する必要はないためである。

第4章 事業者が保有する個人情報の保護

第36条 事業者の自主的対応のための指導助言

(事業者の自主的対応のための指導助言)

第36条 市長は、事業者が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

【趣旨】

本条は、事業者においても、個人情報の適正な取扱いが自主的に図られるよう市長が意識啓発や指導及び助言を行うことを定めたものである。事業者が個人情報を取り扱う目的やその内容については、事業者の業種や業態によって多種多様である。事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「指導及び助言」とは、事業者が取り扱う個人情報に関する印西市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第53号。以下「事業者規則」という。）第2条の規定により、次の事項をいう。
 - (1) 個人情報の収集に関する事項
 - (2) 個人情報の適正な管理に関する事項
 - (3) 個人情報の利用に関する事項
 - (4) 個人情報の提供に関する事項
 - (5) 個人情報の開示等に関する事項
 - (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項
- 2 事業者が第5条に規定する実施機関が定める法人等である場合は、同条の趣旨から、当該実施機関（市長を除く。）は、市長とともに指導及び助言を行うものとする。
- 3 事業者に対して行う指導及び助言は、原則として文書をもって行うものとする。

第 37 条 説明又は資料の提出の要求

(説明又は資料の提出の要求)

第 37 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、個人情報をも不適正に取り扱っている疑いのある事業者に対して、市長が説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。事業者規則第 3 条の規定により、説明又は資料の提出の要求は、書面により行わなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の取扱いが不適正である」とは、個人の権利利益を違法又は不当に侵害し、又は侵害するおそれのある個人情報の取扱いを行っていることをいう。
- 2 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、不適正な個人情報の取扱いを行っている疑いがある場合に、事業者の事業活動の自由を配慮しつつ、その事実が一般に理解し得る程度に明らかにするために必要な限度をいい、当該個人情報の取扱いに関連のない事項まで本条を根拠に要求することはできないという趣旨である。
- 3 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、事業者に対しての協力要請にとどまらず、説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。
- 4 説明又は資料の提出は、書面をもって行うよう事業者に対して要請するものとする。

第 38 条 是正の勧告

(是正の勧告)

第 38 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正な場合には、市長は、審査会の意見を聴いた上で、その取扱いを是正するよう勧告することができることを定めたものである。事業者規則第 3 条の規定により、是正の勧告は、書面により行わなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の取扱いが著しく不適正である」とは、個人情報の取扱いが著しく不当又は違法であることをいうが、事業者の営業の自由との関係で本条の適用は、慎重に行う必要がある。

基本的には、個別のケースに応じて、明らかに不法行為が成立すると一般に認められる個人情報の取扱いであって、現に個人の権利利益の侵害が行われ、又は侵害の発生するおそれがあるかどうかを目安として判断するものとする。

- 2 「審査会の意見を聴いて」とは、審査会の意見を聴いた上で是正の勧告を行うことができるという趣旨であり、実施機関の判断をより適正にするためである。

第 39 条 事実の公表

(事実の公表)

第 39 条 市長は、事業者が第 37 条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者が説明等の要求を正当な理由がないまま拒否等をしている場合又は第 38 条の是正の勧告に従わない場合は、市長は、当該事業者に対して、意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表できることを定めたものである。事業者規則第 4 条の規定により、公表は、告示その他の方法により行うものとする。

【解釈及び運用】

- 1 「正当な理由なく」とは、企業秘密に該当すると認められる等回答を拒否することについての合理的な理由がないことをいう。
- 2 「説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき」には、正当な理由なく回答を遅延させる場合も含まれる。
- 3 「勧告に従わないとき」とは、勧告に従わない意思が明白であるとき、合理的期間内に是正されないときなどをいう。
- 4 「審査会の意見を聴いて」とは、審査会の意見を聴いた上で事実の公表を行うことができるという趣旨であり、実施機関の判断をより適正にするためである。

第40条 苦情相談の処理

(苦情相談の処理)

第40条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、市民等から苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理すべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「苦情の申出」とは、市民が事業者の不適正な個人情報の取扱いによって、権利利益を侵害されたと感じた場合に、市長に対して行われた、事業者の当該個人情報の取扱いの是正についての申出をいう。
- 2 市民が権利利益を侵害されたと感じた場合に、権利関係として救済される場合もあれば、社会的道義的な責任の問題として、あるいは社会生活上必要な受忍の限度として調整されるべきものもあると考えられる。そこで、苦情の相談できる窓口を設け、必要に応じ、調査等を行い、国、県等への苦情処理のあっせん、事業者との調整、指導、助言、説明・資料の提出要求等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者が行う個人情報の取扱いに対する市民からの苦情の相談窓口は、内容により、総務部 ~~情報管理課~~総務課、市消費生活相談室、市法律相談等で対応の後、処理するものとする。

第 4 1 条 国等との協力

(国等との協力)

第 4 1 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の事業活動は、市内に限らず展開されていることから、事業者が保有する個人情報に係る個人の権利利益の保護は、印西市の規制のみでは十分とはいえない。国及び他の地方公共団体と協力して保護対策を講じることが適正な個人情報の保護が図られることになると考えられる。そこで、国及び他の地方公共団体と協力関係について規定し、一層の個人情報保護を図ろうとすることを明らかにしたものである。

第5章 雑則

第42条 適用除外

(適用除外)

- 第42条 この条例は、法令等（印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）を除く。）の規定により、自己の個人情報の開示、訂正、削除、又は利用若しくは提供の中止を求めることができるときは、その定めるところによる。ただし、自己の特定個人情報の開示を求める場合は、この限りでない。
- 2 この条例は、市立図書館その他一般に利用することができる施設において閲覧させ、視聴させ又は貸し出すことができるとされているものについては、適用しない。
- 3 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11条に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等との調整及びこの条例の適用を受けない個人情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項

- (1) 他の法令等の規定により、自己の個人情報について開示、訂正、削除又は中止に関する手続が定められているときは、他の法令等の趣旨を重視するとともに、重複をさけるため、他の法令等の規定を適用し、この条例の第13条から第35条までの規定は適用しないことを定めたものである。しかし、実施機関は、個人情報の適正な管理に努める義務があることに変わりはない。
- (2) 実施機関が保有している特定個人情報は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）により、開示に関する手続を行うことができ、同システムによる開示は、即時に開示がなされるため、利便性が高いものと考えられる。そのため、特定個人情報（情報提供等記録を含む。）については、他の法令等の規定により自己の個人情報の開示、訂正、削除又は中止に関する手続が定められているとき

であっても、例外的にこの条例に基づく開示請求手続を妨げないこととしたものである。

- (3) 「（印西市情報公開条例を除く。（平成12年条例第24号））」とは、この条例と印西市情報公開条例は、それぞれの制定目的が異なり、かつ、相互に並立することに支障のないものであることから、市民の選択に応じてどちらの制度も相互に影響されることなしに利用が可能となるようにする趣旨である。

ただし、情報公開条例では、誰に対しても、一律に開示又は不開示の判断を行うこととされているので、自己の個人情報を知りたい場合には、本条例によることが合理的である旨を請求しようとする者に説明するものとする。

2 第2項

本項は、図書館等で自由に閲覧等ができる個人情報については、この条例を適用しない旨を定めたものである。

「一般に利用することができる施設」とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であるか事務所であるかを問わない。建物の一部として閲覧コーナー等の区画を設けているものを含むものである。具体的には、図書館等の施設をいう。

なお、市の図書館が保有している個人情報であっても、一般の行政事務のために保有している個人情報、一般の利用に供することを予定していない個人情報は、この条例の対象となる。

3 第3項

本項は、統計法等に基づく統計調査により収集された個人情報については、集計後は、個人情報が識別されない形で利用されること、統計法等において秘密保持等の仕組みがあり、厳格な管理の下に運用されていること、国の行政機関、地方公共団体とも統計調査に携わるため、統計法等の体系の下、一体的な管理運営が行われることから適用除外したものである。

第 4 3 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 4 3 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の運用状況の公表に関する市長の責務を定めたものである。

本条は、個人情報保護制度の運用状況を市民に明らかにすることにより、制度の利用の促進を図り、併せて制度のあり方に関する市民の関心に応え、制度の健全な発展を期するため定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 公表する事項は、規則第 1 9 条~~に~~の規定により、次の事項とされている。
 - (1) 個人情報の開示請求件数、訂正請求件数、削除請求件数及び中止請求件数並びにその処理状況
 - (2) ~~不服申立て~~審査請求の件数及びその処理状況
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 公表の方法は、規則第 1 9 条~~に~~の規定により、「広報いんざい」、ホームページに掲載すること等により行う。掲載の時期は、年度終了後速やかに行うものとする。

第 4 4 条 委任

(委任)

第 4 4 条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するに際しての必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

各実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であることから、各実施機関がそれぞれ必要な事項を定めることとしたものである。

なお、市民にとって、各実施機関が定める内容は、統一性があることが望ましい。この条例の施行に関して必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に十分連絡調整を行うものとする。

また、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、市として統一的に定めることが必要であると判断して、市長が定めることとしたものである。具体的には、事業者が取り扱う個人情報に関する印西市個人情報保護条例施行規則である。

「必要な事項」とは、各種様式、開示の方法等である。

第 6 章 罰則

第 4 5 条

第 4 5 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 1 2 条第 1 項の委託若しくは管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物）を提供した場合の提供者を罰する規定である。電子計算機処理の高速・大量処理等の特性からいったん漏えいすると被害が広範かつ甚大になることを考慮した。

【解釈及び運用】

1 「実施機関の職員」とは、地方公務員法第 3 条に規定するすべての者をいい、一般職であるか、特別職であるかまた、常勤であるか、非常勤であるかを問わない。具体的には、市長、議員、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員又は退職した職員をいい、臨時職員、アルバイト、附属機関の委員を含むものである。

なお、本条は、対象を「実施機関の職員若しくは職員であった者」としており、第 3 条第 2 項のように「個人情報を取り扱う実施機関の職員 ~~若しくは又は~~ 職員であった者」に限定していない。

2 「第 1 2 条第 1 項の委託若しくは管理の業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関の職員以外の者で、実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務を行っている者又は過去に行っていたが現在は行っていない者をいい、当該委託又は管理の業務を行うについて、直接指揮監督する権限を有する立場の者を含む。

なお、「委託若しくは管理」とは、第11条と同趣旨で、実施機関が行う個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼して行わせること又は指定管理者が行う公の施設の管理をいい、委託の相手方は、民間業者に限らない。

また、再委託された事務に従事している者又は従事していた者については、実施機関が再委託を認め、再委託先を把握している場合で、再委託先も、当該事務が実施機関の事務であることを認識しているときなど実施機関からの委託と同等であるといえる場合には、「実施機関からの受託事務に従事している者若しくは従事していた者」に該当する。

3 「提供」とは、第三者に渡し、又は第三者が利用できる状態におくことをいい、オンラインで送付すること、ダウンロードしたディスクをオフラインで交付すること、個人の秘密に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に操作・閲覧できる状態に放置することを含むものである。

4 「正当な理由がないのに・・・提供した」とは、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲内の提供、法令に基づく提供、第9条第1項各号に基づく提供等以外のすべての提供をいい、具体的には、実施機関の職員が、第9条第1項各号の規定に違反して提供した場合や、受託事務従事者が、契約の定めに違反して実施機関に無断で再委託した場合など第12条第2項の規定に違反して提供した場合等をいう。

5 「個人の秘密事項に関する事項」とは、個人に関する一般に知られていない事実（非公知性）であって、他人に知られないことについて相当の利益がある（秘匿の必要性）ものをいう。

例えば、保有財産の状況、納税額、滞納額、家族や家庭の状況、病歴、犯歴、身体障害の記録、生活保護受給状況、結婚歴・離婚歴、電話帳に掲載しないで非公知のものとして管理している電話番号等が考えられる。また、記録されている内容によっては、氏名も該当する場合があると考えられる。

~~6 「個人情報ファイル」とは、一定の事務の目的を達成するために特~~

~~定の個人情報~~を、~~コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成された情報の集合物であって、実施機関が保有しているものをいう。具体的には、コンピュータを用いてデータベース化された個人情報の集合物で、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録されたもので、実施機関が、作成、利用、提供、保存、移管・廃棄の処理等についての権限を有するものをいう。~~

~~7-6~~ 「その全部又は一部を複製し、又は加工したもの」とは、データベースをCD（コンパクトディスク）、DVD、MO（光磁気ディスク）等にダウンロードすることが「複製」に該当し、内容の変更、配列の変更、略式化、記号化、翻訳等が「加工」に該当する。

第 4 6 条

第 4 6 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって公文書に記録されているものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、不正な利益を図る目的でその事務に関して知り得た個人情報であって公文書に記録されているものを提供し、又は盗用した者（実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関からの委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者）を処罰する規定である。

【解釈及び運用】

- 1 「前条に規定する者」とは、「実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関からの委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた」をいい、実施機関の職員若しくは職員については、個人情報を取り扱う者に限定していない。
- 2 「その業務に関して知り得た個人情報」とは、個人の秘密であるか否かを問わず、実施機関の職員若しくは職員であった者にあつては、職務を行うことによって知ることができた個人情報をいい、所管外の事項であっても職務に関連して知ることができた個人情報は該当する。
また、実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者にあつては、その従事している委託又は管理の業務に関して知ることができた個人情報をいう。
- 3 「公文書に記録されているもの」とは、組織として共用している個人情報を指す。
- 4 「不正な利益」とは、社会的に不正と評価される利益であり、経済的利益ばかりでなく精神的利益も含まれる。
- 5 「盗用」とは、盗み利用すること、すなわち、第 9 条各号の規定に

反して、事務の目的以外の用に自ら利用したり、第13条第2項の規定若しくは契約の定めに違反して使用したりすること等をいう。

第 4 7 条

第 4 7 条 実施機関の職員又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が、職権を濫用して、職務以外に使用するため、実施機関内、関係機関、第三者等から個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した場合、当該職員を処罰する規定である。なお、本条は、職権濫用に対する規定であるので、実施機関の職員又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者を対象としており、実施機関の職員であった者若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者及び実施機関からの委託を受けた業務に従事している者は含まない。

【解釈及び運用】

- 1 「職権を濫用して」とは、一般的職務権限に属する事項について職権の行使に仮託して実質的、具体的に違法・不当な行為をすることをいい、例えば、庁内で限られた職員にしかアクセスできないようなデータベースに入って個人の秘密に属する事項を乱用するというようなケースが考えられる。
- 2 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集の主目的が職務以外に利用するものであることである。
- 3 「文書、図画又は電磁的記録」には、公文書、個人的なメモ、実施機関以外の者が作成したものなど、すべての文書、図画又は電磁的記録が含まれる。
- 4 「文書、図画又は電磁的記録を収集」とは、文書図画又は電磁的記録を集める意思をもって、取得することをいい、収集する量を問わない。文書をコピーしたり、電磁的記録をフロッピーディスクに複写したりすることも収集に当たる。なお、閲覧して、情報の内容を知るこ

とのみの場合は、本条に該当しない。

第 4 8 条

第 4 8 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、身分を偽るなど不正な手段により、個人情報の開示を受けた者を処罰する規定である。行政上の秩序罰である過料としたのは、開示請求権の適正な行使を担保しようとするためであり、前 3 条の違反とは性質が異なること、また、開示決定に基づく個人情報の中には個人の秘密とはいえないものも含まれるからである。

【解釈及び運用】

- 1 「偽りその他不正の手段により」とは、身分を証明する書類を偽造又は盗用して使用するなど不正な行為により、他人になりすますこと等をいう。
- 2 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、条例に基づく開示請求を行い、実施機関の決定に基づき個人情報が記録された公文書の閲覧、写しの交付等を受けた者をいう。

附則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第9条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行日以後、速やかに」として同項の規定を適用する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村個人情報保護条例（平成17年印旛村条例第1号。以下「編入前の印旛村条例」という。）又は本埜村個人情報保護条例（平成15年本埜村条例第20号。以下「編入前の本埜村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（編入日前に印旛村個人情報保護審査会又は本埜村個人情報保護審査会（以下「編入前の審査会」という。）になされた諮問（編入前の印旛村条例第31条又は編入前の本埜村条例第29条の規定による諮問をいう。）で、編入前の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないもの及び当該答申がなされていないものについて編入前の審査会がした調査審議の手続を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 編入前の前日までになされた編入前の印旛村条例第13条の規定による個人情報の開示の請求又は編入前の本埜村条例第13条の規定による個人情報の開示の請求（以下「開示の請求」という。）で、編入日の前日までに当該開示の請求に対する編入前の印旛村条例第16条第1項に規定する決定又は編入前の本埜村条例第15条第1項に規定する決定がなされていないものに係る開示決定等及び編入日前になされた編入前の印旛村条例第23条の規定による個人情報の訂正の請求又は編入前の本埜村条例第22条の規定による個人情報の訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）で、編入日の前日までに当該訂正の請求に対する編入前の印旛村条例第25条第1項に規定する決定又は編入前の本埜村条例第24条第1項に規定する決定がなされていないものに係る訂正決定等については、この条例第19条及び第27条の規定にかかわらず、編入前の印旛村条例又は編入前の本埜村条例の例による。

- 5 編入日に新たに開始している個人情報取扱事務（編入日前に印

藩村及び本埜村の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって当該職員が組織的に利用するものとして印藩村及び本埜村が保有していたもののうち、編入日に実施機関が保有することとなったもの（公文書に記録されているものに限る。）に係るものに限る。）についてのこの条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「開始しているときは、編入日以後遅滞なく」とする。

6 印藩村若しくは本埜村の職員であった者又は印藩村若しくは本埜村から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事していた者に係るその職務又は事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、編入日以後も、編入前の印藩村条例又は編入前の本埜村条例の例による。

7 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の印藩村条例又は編入前の本埜村条例の例による。

附 則（平成16年3月26日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6章の規定は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の印西市個人情報保護条例の規定によりされている個人情報の開示、訂正、削除又は中止の請求は、改正後の印西市個人情報保護条例の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成17年3月28日条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月18日条例第21号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第24号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第24号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第30号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中印西市個人情報保護条例第2条の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(3) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年3月17日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第38号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の印西市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第6号に規定する実施機関が開始している新条例第7条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に新条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「開始している」と、「あらかじめ（緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに）」とあるのは「印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部を改正する条例（平成31年条例第4号）の施行後速やかに」とする。

【趣旨及び説明】

附則は、この条例の施行期日、経過措置について定めたものである。

※参考※

条例第9条第1項第9号の規定により審査会の意見を聴いた上で実施機関以外のものへの目的外提供の禁止の例外となりうる個人情報

	類 型
1	<p>捜査機関及び裁判所並びに弁護士会、公認会計士会等公共的職責を担う機関等が法令等に基づいて行う任意の捜査、調査、照会等に対し、回答等をする場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
2	<p>公の機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等をする場合</p> <p>ただし、当該公の機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で、当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
3	<p>委員、講師、指導者、助言者等の人選のため、当該委員等の個人情報を国、他の地方公共団体等に提供する場合</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側に事務上の支障等から本人収集が困難な場合に限る。</p>
4	<p>国、他の地方公共団体又は学術研究機関が行う統計調査又は学術研究等に係る協力要請に応じ、提供する場合</p> <p>ただし、国等関係機関が実施する事務事業の遂行に必要な範囲内で、当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を使用することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
5	<p>市民の生命、身体、健康又は財産を守るために、関係機関からの要請に応じ、提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

条例第8条第2項~~第3号~~第4号の規定により審査会の意見を聴いた上で収集の禁止の例外となりうる~~個人情報要配慮~~個人情報

	類 型	収集する 個人情報要 配慮個人情報
1	市民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等 以外の者の意思により、思想、信条、宗教等 信条（思想及び宗教を含む。以下同じ。）に係る個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなる場合	思想、信条 宗教 社会的差別の原因となるおそれのある 個人情報
2	作文のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記述内容に含まれる 思想、信条、宗教等 信条に係る個人情報を収集する場合（ 実施機関が個人情報を収集することについて本人が同意している場合を除く。 ）	思想、信条 宗教 社会的差別の原因となるおそれのある 個人情報
3	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された 思想、信条、宗教等 信条に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して収集する場合	思想、信条 宗教 社会的差別の原因となるおそれのある 個人情報
4	議員等の所属する政党名、会派名、政治理念等の 思想、信条 に係る個人情報を収集する場合（ 本人から収集する場合を除く。 ）	思想、信条
5	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため 宗教信条 に関する個人情報を収集する場合（ 本人から収集する場合を除く。 ）	宗教信条
6	海外から研修生や来客を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障を来さないよう、また相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため 思想、信条、宗教信条 に関する個人情報を収集する場合（ 本人から収集する場合を除く。 ）	思想、信条 宗教

7	同和対策事業を行う中で、当該事業を実施するために必要な個人情報を収集する場合	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
---	---	----------------------------------

条例第8条第3項第9号の規定により審査会の意見を聴いた上で本人収集の例外となりうる個人情報

	類 型
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に係る個人情報を本人以外のものから収集する場合
2	法人等又は事業を営む個人に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該法人等の職員、当該法人が設置する施設の利用者等に関する個人情報を当該法人等から収集する場合
3	委員、講師、指導者、助言者等を人選するため、人選に必要な範囲内で、候補者に係る個人情報を当該候補者が所属する団体等から収集する場合
4	市民等から相談、要望、陳情、意見等により提供される情報の中に当該市民等以外の個人情報が含まれている場合
5	国又は他の地方公共団体その他のものから送付された通知、報告又は資料の中に名簿等の個人情報が含まれている場合
6	診療、疾病予防、健康の維持等の保健・福祉事業を推進するために本人の家族等本人以外の者から本人に関する個人情報を収集する場合
7	法令等に定める欠格事由、資格要件、基準等の確認のため、国、他の地方公共団体から収集する必要がある場合